

# 法整備支援活動における 成果物の普及活動について

平成20年1月18日  
第9回法整備支援連絡会

法務省法務総合研究所国際協力部教官  
田中 嘉寿子

## 目 次

はじめに	184
第1 成果物の「普及」とは何か？	185
1 「普及」概念の多角的視点	185
2 成果物の普及目的と対象者からみた「普及」の意義	185
(1) プロジェクト目標を達成する	185
① プロジェクトのカウンターパート（CP）機関の 트레이ナー（講師）	185
② CP 機関の法曹・職員等	185
(2) プロジェクトの上位目標へのインパクトを高める	186
(3) プロジェクトのその他のインパクトを高める	186
① 一般市民	187
② 外国投資受入関連省庁及び外国人投資家	188
③ 他ドナー	188
(4) 日本国内における広報の意義	189
① 法曹	189
ア 支援者間の情報共有	189
イ 支援人材の裾野の拡充	189
ウ 法整備支援活動に関する研究の深化	189
② 一般	190
ア 説明責任	190
イ 相手国の法情報の国民への還元	190
3 成果物の理解度からみた「普及」の段階	190
(1) 成果物の理解度の段階	190
(2) 各段階のレベルの違い	191
① 第1段階 成果物の存在を知らせること	191
② 第2段階 成果物を入手できる状態にすること	191
③ 第3段階 成果物の内容の概要を知らせること	191
④ 第4段階 成果物の内容を理解させること	191
⑤ 第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること	191
⑥ 第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること	192
4 成果物が法令と法令以外の場合の「普及」の異同と普及活動における留意点	192
(1) 法令	192
① 手続法，司法制度関連の組織法	193
② 実体法	193
(2) 法令以外	195
① 法令以外の成果物の種類	195
② 普及の対象者と求められる理解度	195
③ プロジェクトのインパクトを高める活用方策	195
④ プロジェクトの自立発展性を高めるための留意点	196
第3 成果物の普及方法	197

1	法令	197
(1)	第1段階 法令の存在を知らせること	197
(2)	第2段階 成果物を入手できる状態にすること	197
(3)	第3段階 成果物の内容の概要を知らせること	198
(4)	第4段階 成果物の内容を理解させること	200
(5)	第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること	201
(6)	第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること	204
2	法令以外の成果物	204
(1)	第1段階 成果物の存在を知らせること	205
(2)	第2段階 成果物を入手できる状態にすること	205
(3)	第3段階 成果物の内容の概要を知ること	205
(4)	第4段階 成果物の内容を理解すること	205
(5)	第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること	207
(6)	第6段階 成果物を自ら改訂できること	208
第4	「普及」活動の留意点	208
1	計画段階	208
(1)	「普及」活動の要否・程度の見極め	209
(2)	「普及」対象者は誰か、どの程度の理解度が必要かの見極め	211
(3)	相手方（CP）と日本側とで「普及」活動のイメージが共有されているか	211
①	問題の所在	211
②	「普及」活動のイメージが共有されない原因	211
(4)	日本側支援関係者間で「普及」のイメージが共有できているか	213
(5)	関係者間で普及活動の具体的イメージが共有されているか	214
(6)	法令の普及と人材育成との関係	214
(7)	司法研修所的機関への支援の留意点	214
(8)	「注釈書」作成支援の自立発展性の観点からの留意点	214
(9)	成果物の配布計画策定上の留意点	215
2	実施段階	215
(1)	自立発展に向けたTOT方式への移行	215
(2)	中間評価・見直しの重要性	216
(3)	CP機関の担当者の人事異動について	216
(4)	現地支援人材の育成の重要性	217
3	評価段階	217
(1)	妥当性	217
(2)	CP側と日本側の「普及」達成度の評価のずれがある場合	217
(3)	「普及」活動のプロジェクト上の位置付け	218
(4)	「普及」活動の評価方法	218
第5	国際協力部における「普及」活動の基本方針	219
第6	成果物の「普及」活動に関する今後の課題	220
1	相手国内	220

(1) 成果物の市販	220
(2) 現地ナショナル・スタッフ等の育成・活用	220
2 日本国内	220
(1) 支援側における「普及」支援ノウハウの蓄積と情報の共有	220
(2) 日本国内における広報	220
(3) 支援人材側のノウハウの向上	221
(4) ロジ面の技術移転	221

## はじめに

法務省が独立行政法人国際協力機構（JICA）に対し、他の関係機関とともに協力する形で行ってきた法整備支援活動には、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援（キャパシティ・ビルディング）、③法曹実務家の人材育成の3種類があり、そのそれぞれの活動により、これまで、別紙のとおり、各プロジェクトの成果物が蓄積され、普及活動への支援が行われてきた。

しかし、その普及活動は、多くの場合、いわば緒に就いたばかりといえる。そのため、従来、「普及活動の在り方」について深く議論されることがなく、普及活動がプロジェクトの当初の計画に明確に盛り込まれていなかったり、簡易な普及活動だけが予定されていて実際に普及活動を始めてみると更なる普及活動が必要であることが判明したり、支援者側と被支援者側に普及活動の要否・程度につき意識のずれがあることが判明したり、より効果的な普及活動のノウハウに関する情報が支援関係者間で共有されていないなど、種々の問題や課題が見出されつつある。

そこで、これまでの普及活動を踏まえ、法整備支援における「普及」とは何かを多角的視点から分析し、問題点を洗い出し、今後法整備支援の成果物の普及活動を行う基本方針や課題を検討することとしたい。

なお、本稿は、当職が国際協力部教官として知り得た情報に基づき、私見をまとめたものであり、国際協力部としての意見ではない。また、各国の実情につき誤解している部分があり得ることをあらかじめお断りしておきたい。

本稿の作成に当たり、各国の長期専門家に情報提供等で御協力いただいたほか、当部部长及び同僚教官、関係機関の方々から貴重な助言をいただいた。紙面を借りて御礼申し上げます。

## 第1 成果物の「普及」とは何か？

### 1 「普及」概念の多角的視点

成果物の「普及」活動の意義について、従前、詳細な分析研究がなされてこなかったため、「普及」活動について支援関係者間での認識・理解に齟齬が生じやすかった。しかし、法整備支援の普及活動は、その成果物が法令か否かによって大きく異なるが、まず、当該成果物を普及する目的によって、対象者とその対象者に求める理解度、そこで使用する言語を含む普及方法が異なってくる。

例えば、以下のような相違があり得る。

- (1) 目的 実務への定着、市民への広報、ドナー間協力、日本での広報。
- (2) 対象者 プロジェクトのカウンターパート (CP)、CP 機関職員等の関係者、一般市民、他ドナー、投資家、日本国内。
- (3) 理解度 成果物の存在を知る程度から、内容を理解して運用し、自ら改訂できるレベルまで6段階程度に分類できる。
- (4) 使用言語 現地語、英語 (ないし地域共通語)、日本語
- (5) 方法 成果物、目的、対象者、求める理解度により相違しており、ケース・バイ・ケースで工夫が必要。

以下、成果物が法令か否かによる大きな相違点を踏まえた上、目的別の対象者と、求められる理解度の程度、使用言語別の意義について概観し、成果物ごとの普及活動についてこれまでの活動を取りまとめて分析してみたい。

### 2 成果物の普及目的と対象者からみた「普及」の意義

成果物の普及目的により、普及対象者とそこで用いる言語は異なってくる。

#### (1) プロジェクト目標を達成する

プロジェクト目標を達成するためにプロジェクト活動の一環として普及活動を行う場合、その対象者は、通常、以下の者が想定される。

##### ① プロジェクトのカウンターパート (CP) 機関のトレーナー (講師)

彼らは、当該プロジェクトにおける最優先の普及対象者である。

通常、これらの者は、プロジェクト活動において、成果物作成に主体的に関与しているので、成果物が完成するころには、その内容を十分に理解し、Training of Trainers (TOT) 方式により、成果物の普及活動の主体となるべき者である。

このトレーナーに相当する者に十分な普及活動を行うことにより、プロジェクトの自立発展性が高められる。

##### ② CP 機関の法曹・職員等

CP 機関の法曹 (例：裁判所が CP の場合のの裁判官) や主要職員 (例：司法省が CP の場合の立法担当者) は、当該プロジェクトにおいて、普及対象者として予定されているのが通常である。

これら CP 機関で直接普及を想定している職員の数にもよるが、全職員が十分理解して成果物である法令や執務マニュアル等に基づいて実務を運用していけるよう、十分な普及活動を行う必要がある。

ただし、これらの者に対する普及活動をプロジェクト活動としてどの程度組

み込むべきかは、どの程度 CP 機関の自主的活動が期待できるかによって異なる。

## (2) プロジェクトの上位目標へのインパクトを高める

法整備支援のプロジェクトでは、通常、その「ターゲット・グループ」（「直接受益者」）は、法曹全体である。

法整備支援が他の支援分野と異なる特徴として、法制度を支える関係者が、国会（附属の法制局的立法準備機関）職員、司法省職員、裁判所職員（裁判官、書記官、執行官等）、検察官、弁護士<sup>\*1</sup>、司法研修所の機関の講師、大学法学部の講師など多岐に分かれ、しばしば相互に独立しており、かつ、支援効果を挙げるためにはこれらの関係者全体の知識・能力が改善向上する必要がある場合がほとんどである。

したがって、プロジェクト目標をかなり限定すれば、普及対象者も限定されるが、上位目標へのインパクトを高めるためには、広範囲の法曹関係者への普及活動を視野に入れてプロジェクトを構築する必要がある。

支援のスキーム、支援国側のニーズや機関同士の関係、弁護士会や司法研修所的機関に対する別プロジェクトの有無など、個別の事情によるが、予算や支援リソースの許す限り、法曹全体への普及をプロジェクト目標に採り入れ、プロジェクト活動に組み入れることが、プロジェクトの上位目標へのインパクトを高め、法整備支援活動全体をより実効あるものにし、裁判実務全体の改善に資すると思料する。

## (3) プロジェクトのその他のインパクトを高める

プロジェクトの目標の中に含まれていなくても、法整備支援は、社会に広く影響を与えることから、様々なインパクトがあり得る。正のインパクトを高めることは法の支配の確立に基づくガバナンスの向上という政府開発援助（ODA）自体

---

\*1 明治 24 年に民事訴訟法が施行された当初の我が国においても、従来の訴答文例時代の慣行を覆したものであったため、弁護士（代言人）は、「恰も盲人が杖を離れた形で、随分困惑され」、「よほどの勉強家でなければ、800 条以上の大法典中、何処にどんな規定があるかさへ記憶することは困難で」あったので、大多数は「其の時々の必要に応じ、関係条文を捜し出して、間に合わせていた」有様であったが、他方、裁判官・検察官は、「民事訴訟法の発布後、速やかに講習会様のものを開いて、新法の実施準備に従事し、爾来引続き新法に関する知識の普及に努めたから、判事側は、弁護士側に比すれば、新法に精通して居た」が、それは、条文をよく知っているという程度にすぎず、「真に新法の主義精神を研究して、之が運用に熟達したと云う人は極めて稀であり」、「条文の字句に重きを置き」、「今日から見れば、滑稽に近いような理由で、訴を却下したり、控訴を棄却したり」したことがあった（鈴木正裕著「近代民事訴訟法史・日本」231 頁で引用する原嘉道著「弁護士生活の回顧」より）。民事訴訟法等の新法の普及において、弁護士への普及も忘れてはならないことは我が国の法制史からも明らかであるといえよう。また、条文の理解のみならず、実務での適正な運用の指導が必要であることも明治民事訴訟法施行後の混乱期の我が国の状態を振り返れば、十分理解できるところである。

の目標を達成するためにも重要である。

### ① 一般市民

一般市民は、プロジェクトの「間接受益者」である。

なぜなら、基本法令の起草支援の場合、法令は、全国民に一律公平平等に適用されるからである。他方、全国民に普及活動を行うことをプロジェクト活動にすることは非現実的である。

しかし、従来の ODA では、「相手国政府への支援の効果が自動的に一般の人々に行き渡るといふ『思い込み』があった」<sup>\*1</sup> が、実際には、法令を普及させるには相当な広報努力が必要であることは、我が国で法改正をしてきた経験からも明らかである。

しかも、我が国と異なり、支援対象国においては、通常、法令情報へのアクセスが極めて限定されているため、相当積極的な広報努力が必要である。

特に、民法、民事訴訟法のような基本法令は、その施行により司法制度全体の変更を促す性質のものであって、国民生活への影響が極めて大きいため、一般市民への広報を軽視すべきではない。

基本法令の起草支援の場合、新法が施行されたとき、国民に対し、施行事実を知らせ、新法を入手できる状態にし、新法の概要を知らせ、必要に応じて更に詳しい情報にアクセスできるアクセス情報源を知らせる程度の普及は、国の責務であろう<sup>\*2</sup>。

この程度の広報がなされなければ、例えば、民事訴訟法が新たに制定されても市民の利用が増えないなど、正のインパクトは望めない。

ただし、支援対象国の多くは、独力でこのような一般市民への広報活動ができる状態ではないので、簡易なリーフレットや広報用 DVD、テレビ番組・CM 等の広報用ツールの作成支援など、「普及ノウハウ」を CP に技術移転することをプロジェクトに含むことも検討すべき場合がある。

というのも、広報用ツール作成は容易ではないからである。

例えば、我が国の最高裁判所が発行して各地方裁判所に常置している A 4 用紙 1 枚紙（両面）のリーフレットは、民事裁判手続等について裁判所を訪れる一般市民向けに手続概要を説明しているものであるが、この簡易な内容のリーフレットを作成するには、民事訴訟法を深く理解し、どの点を国民に知らせれば良いのかを十分検討した上、最も効果的に周知すべき情報を選んで、分かりやすく作成する必要があり、作成は容易ではない。

---

\*1 2007年12月7日付け朝日新聞記事「シンポジウム 貧困削減を超えて一低所得国のための開発戦略」における加藤宏 JICA 国際協力総合研修所長の発言。

\*2 総合法律支援法（2004 年）は、その基本理念として「総合法律支援の実施及び体制の整備は、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものと」している（第2条）。このような司法アクセスの向上は、我が国においても容易ではないが、国の責務であり、法整備支援を行う側も配慮すべきであろう。



したがって、このような広報ツール作成支援に必要な投入は、成果物の外見以上に大きいことに留意し、計画策定段階で費用対効果をよく検討する必要がある。

#### \* 使用言語

上記(1),(2)及び(3)①で用いる言語は、いずれも、相手国内における相手国の国民への普及であるから、現地語で行う。

#### ② 外国投資受入関連省庁及び外国人投資家

基本法令は、支援対象国の国民のみならず、その国で活動する外資等の外国人にも適用される。

近時のコンプライアンス重視の国際経済においては、基本法令情報が投資判断に影響し得るため、基本法令に関する情報へのアクセスの保障は、対象国の経済発展のためにも必須であるといえる。

プロジェクトの経済的インパクトにかんがみれば、基本法令に関する情報へのアクセスが保障できる程度の広報活動を外国投資受入を担当する省庁の役人や、外国人投資家らに向けて行うことが望まれる。

#### ③ 他ドナー

他ドナーは、プロジェクトの「潜在的反対者」又は「協力者」である。

すなわち、基本法令の起草支援の場合、基本法令が一般法であるため、特別法に優先されてしまうおそれがあり、特別法の起草支援をする他ドナーとの間で調整が必要となる（例：カンボジアにおける民法と土地法、民事訴訟法と商業裁判所法案との調整など）。

したがって、支援中の基本法令案の内容について他ドナーの理解を得て調整を図りつつ、相手国が様々なドナーの支援を得ながら起草する法令が相互に矛盾がなく、利用しやすい法体系になるようにドナー間で協力することは、プロジェクトの効果を高めるために必要である。

また、支援の成果として公布された基本法令が他ドナーの支援する特別法によって死文化されたり、矛盾した内容の法令が公布されて支援の効果を減殺・没却されないよう、公布された法令を他ドナーに広報することは非常に重要である。

さらに、法令以外の成果物についても、例えば、判決書マニュアル等の執務資料や各種教材等についても、他ドナーが裁判官等の人材育成支援として研修をする場合に、日本が作成を支援した各種のマニュアルや教材等が教材として使用されれば、法曹の人材育成効果はより一層高まる。

このように、多数のドナーによる支援が競合していることが多い法整備支援分野においては、他ドナーとの協力・連携を確保することは、プロジェクトのインパクトを高める上で非常に重要であり、そのためには、成果物を英訳するなどして広報することが望ましい。

#### \* 使用言語

上記②・③で用いる言語は、いずれも、外国人が主たる対象であるから、英語（又は中央アジアの場合、地域共通語としてのロシア語）で行う必要がある。

なお、英訳することは、日本語から現地語への翻訳における翻訳・通訳の人材不足や用語の不備を補完するために有用である場合や、他国での参照資料としての利用可能性、広報のためにも非常に重要である。

#### (4) 日本国内における広報の意義

##### ① 法曹

###### ア 支援者間の情報共有

法整備支援活動は、ODAの一環としてJICAや各省庁がそれぞれ実施しているだけでなく、研究者個人が相手国の直接的依頼に基づきコンサルタントとして支援に携わっている場合もある。

しかしながら、いずれにせよ、相手国にとっては「日本の支援」であると受け取られるであろうから、日本の支援としての整合性、一貫性があることが望ましいであろう。

そのためには、可能な限り支援内容の情報が支援関係者間において、共有されることが望ましく、成果物も現地語のみならず、日本語ないし英語で共有されていることが望ましい。

また、同一プロジェクトにおいても、支援人材が異動等により入れ替わることも少なくないので、支援内容の継続性確保のためにも、成果物を和訳していつでも入手できる状態にしておくことは重要である。

###### イ 支援人材の裾野の拡充

法整備支援では、支援人材の確保が重要課題であるところ、支援人材を確保するためには、その人材供給源となり得る法曹・法学者及び将来の法曹である法学生等に対し、法整備支援活動そのもののみならず、その成果の内容をも広報する必要がある。

というのも、ODAとしての法整備支援については、しばしば、日本法の一方的押しつけではないかとの疑念を呈されることがあるので、その成果物の内容を日本語で広報することにより、初めて我が国の法整備支援活動が相手国関係者との対話に基づくものであるという支援の実態、支援内容とその質の高さ、きめ細かさを示すことができるからである。

さらに、アジア諸国の法令・法制度に対する興味・関心を日本の法律家の間で高め、支援人材の裾野を拡大することが可能となろう。

###### ウ 法整備支援活動に関する研究の深化

諸外国では、法整備支援活動に対する法社会学的研究が進められたり、新たな評価手法が研究され、「法開発学」等のコースが大学に設けられるなど、理論的研究や支援人材の育成などがなされている<sup>\*1</sup>。

これに対し、我が国の法整備支援活動は、学会で採り上げられることも稀

---

\*1 例：ワシントン大学ロー・スクール・アジア法センター（小林昌之「ワシントン大学ロー・スクール・アジア法センター」アジア経済2007年1号52頁以下）。

で、一部の大学ないし研究者の努力で徐々に研究が深められつつあるとはいえず、欧米の大学における法整備支援に関する研究・教育活動の比ではない。

法整備支援活動の内容及び成果を公開することにより、より適切な評価手法や活動方法に関する研究が理論的に深められ、大学の教育に組み込まれれば、法整備支援活動全体の更なる質の向上、支援人材の裾野の拡大に繋がることが期待される。

## ② 一般

### ア 説明責任

ODA で税金を使用する説明責任を果たすためには、国民に対し、活動内容とその成果を広報する必要がある。

そのため、JICA のウェブサイトでは、近年、法整備支援活動を含む一部のプロジェクトの事前評価調査及び終了事評価調査の報告書が徐々に掲載されている。

しかし、まだ不十分であり、他ドナーのウェブサイトのように、実施済みなし実施中のすべての法整備支援関係のプロジェクト概要や成果が参照できるようにすることが期待される。

### イ 相手国の法情報の国民への還元

法整備支援の成果物として、各国の法令や法制度の調査結果等が作成された場合、それらは、発展途上国の貴重な法情報であるから、特別に部外秘の性質を有するもの以外は可能な限り公開すべきである。

法整備支援活動は、相手国と日本との相互の経済交流を活性化させ得るものであり、法情報へのアクセスが困難な途上国の法情報の和訳は、投資判断上の貴重な情報である。したがって、ODA の成果を国民に還元するためにも、成果物たる法令や法制度の調査結果等は、可能な限り和訳して公開していくのが望ましい<sup>\*1</sup>。

### \* 使用言語

日本国内での普及活動で用いる言語は、日本語が原則である。可能な限り、少なくとも現地語と日本語とで成果物や資料を保存していくことが望ましい。

## 3 成果物の理解度からみた「普及」の段階

### (1) 成果物の理解度の段階

成果物の「普及」活動を、その内容の理解の深さに応じて段階を分ければ、以下の6段階があり得る。

第1段階 成果物の存在を知らせること

第2段階 成果物を入手できる状態にすること

第3段階 成果物の内容の概要を知らせること

---

\*1 このような観点から、国際協力部では、支援対象国の法令の和訳（仮訳）を当部ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html#icd>) に逐次掲載している。

第4段階 成果物の内容を理解させること

第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること

第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること

## (2) 各段階のレベルの違い

### ① 第1段階 成果物の存在を知らせること

これは、普及活動の第1歩であり、存在を知るだけで中身については何も理解していない状態である。

各理解度の段階を日本人が法令についてどの程度理解しているかに例えれば、第1段階は、「日本に民法がある」と聞いてその存在を知っている状態である。

### ② 第2段階 成果物を入手できる状態にすること

これは、普及活動の大前提であり、成果物を入手するだけではまだ中身について理解される保障はどこにもない。

日本で例えていえば、法令集の存在や入手方法を知り、いつでも民法を見ることが可能な状態である。

### ③ 第3段階 成果物の内容の概要を知らせること

JICA プロジェクトにおいて、成果物を「普及」させるという場合、1回のセミナー開催程度しかプロジェクト活動に入っていないことが少なくない。

日本で例えていえば、民法の入門的知識に触れたり、部分改正について「改正のポイント」を知る程度の理解度である。

### ④ 第4段階 成果物の内容を理解させること

法令や判決書マニュアル等の内容を完全に理解するには、じっくり学習し、逐条的ないし理論的に理解することが必要である。

日本で例えていえば、民法を逐条的に理解する状態である。

### ⑤ 第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること

第5段階の理解とは、成果物の内容を自家薬籠中のものとするまで理解し、実践的に使える状態をいう。

すなわち、法令は、逐条的に理解しているだけでは実際に使えない。日本人が大学の民事訴訟法のテストで100点を取っても翌日から裁判官として訴訟審理をしたり判決が書けるわけではないのと同じである。また、判決書マニュアルを読んで理解しているだけでは判決書は書けないし、検察官マニュアルを読んで理解しているだけでは実際の捜査・公判の現場でそれに従って業務を遂行するには不十分である。

Training of Trainers (TOT) の観点からも、「説明を聞いて理解できる程度」(第4段階)から、「他人に教えられるようになる段階」(第5段階)に飛躍するには、理解の相当な深化が必要である。

日本で例えていえば、裁判所で民法・民事訴訟法等を適用して訴訟審理し、

自ら判決が書けるようになる状態である\*1。

#### ⑥ 第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること

第6段階の理解とは、CP 機関が、組織として、自立的に職員を教育して第5段階まで理解させるシステムを確立し、法令については所管省庁として自ら改正して附属法令を起草できる、法令以外のものについても実務上の問題点・改善点を集約して改訂版を作成できる体制が構築されている状態である。

すなわち、第5段階まで理解している職員（CP 側の Trainers）が、個々人としてではなく、CP 機関内の組織として制度的に機能し、支援から自立発展できる段階に至っていることを意味する。

つまり、第6段階に至れば、CP 機関の自立発展性が確立して支援は終了するのである。

例えば、司法省が法令を「所管」する、すなわち、当該法令の解釈・運用の権限と責務を有する政府機関として質疑に公権的解釈を回答し、必要に応じて改正する事務局機能を有し、裁判官養成校が法令や教材の中身を理解して教えられる教官のみならず、それら教官をして学校運営の必要に応じてカリキュラムや教材を改訂させられる事務局機能が確立すれば、支援の必要はなくなるのである。

当該プロジェクトでどこまでの理解度を目指す支援をする必要があるか否かはケース・バイ・ケースであろう。ただし、すべての支援は、究極的な方向性としては第6段階を指向すべきであろう\*2。

### 4 成果物が法令と法令以外の場合の「普及」の異同と普及活動における留意点

#### (1) 法令

法務省が支援に協力する基本法令の成果物には、以下の種類があり得る\*3。

---

\*1 明治 19 (1886) 年、ドイツ人コンサルタントのテヒョーが民事訴訟法を起草中、明治政府は、司法官多数をドイツに留学させたが、その目的は、「司法実務を調査し」、「訴訟に関する書類」を日本に送らせることであり、その理由は、法律に通曉する者のみならず、実務に精通する者が必要であるからとされ、また、ドイツで出版されていた実務に関する手引書等も和訳されていた（鈴木正裕著「近代民事訴訟法史・日本2」1-2頁）。

\*2 我が国は、明治時代、ボワソナードやロエスレルに民法や商法等を起草させ、ボワソナードに司法省で職員に講義をさせていた段階から、日本人だけで民法・商法等を改正し、法学を講義する者も日本人だけで賄えるようになるとともに、教科書も外国語から日本語に換わっていった。我が国の司法制度・法学教育の発展の歴史的経緯は、正に自立発展に向けた苦闘の積み重ねである。箕作麟祥や梅謙次郎ら個々の天才に依存していた初期の時代を経て、教育体制、資格制度を整え、組織的体制を確立していった経緯にかんがみれば、第5段階から第6段階に至る重要性・困難性を見出すことができるのではなかろうか。

\*3 ここでは、主として法務省が支援に協力する法整備支援について述べているので、自ずと「法令」の範囲は、法務省所管法令が中心となり、経済法等は含まない。

## ① 手続法, 司法制度関連の組織法

### ア 法令の例

民事訴訟法（執行法・保全法を含む）、人事訴訟法、破産法（倒産法）、行政訴訟法、刑事訴訟法、裁判所構成法、執行官法、仲裁法、調停に関する最高裁判所規則、各種附属法令等

### イ 必要な理解度と特徴

民事訴訟法は、司法制度・裁判制度の根幹をなす法令であり、かつ、附属法令を含む体系的・構造的な理解がなければ実務を適切に動かすことはできない。したがって、民事訴訟にかかわる法曹及び関係職員らが十分にこれらを理解しなければならない。

個別のプロジェクトでどこまで支援するかは別としても、民事訴訟法の普及活動では、原則として、「民事訴訟法が実務で運用される」第5段階レベルの理解が法曹に浸透したことをいうべきであろう。民事訴訟法に従って訴訟が運営されなければ民事訴訟法を起草した意義が没却されるからである。

実務上運用可能なレベルの理解が法曹に浸透する程度の「普及」活動は、司法制度・裁判実務全体の改善及び法曹の人材育成の支援活動と相当部分が重なるので、相互の連携・役割分担、プロジェクトの採り上げ方についての見当が必要となろう。

### ウ 普及対象者

民事訴訟法の起草担当者である司法省等の役人か最高裁判所の判事らが直接のCPであるが、民事訴訟を運用するために理解させるべき対象者は、第一次的には全国の裁判官、裁判所職員（書記官・執行官）が想定される。

また、ユーザーである弁護士（弁護士制度が資格制度でない国では弁護士の活動を担当する企業法務担当者等）ら民間人をも含めるべきか検討する必要がある。というのも、手続法支援の場合、通常、職権主義的訴訟法から、より当事者主義的訴訟法に移行するよう助言しており、当事者の役割が従来より一層大きくなるため、弁護士等に新たな訴訟法が理解されなければ新法の想定する訴訟運営が根付かないおそれがあるからである。

### エ プロジェクト計画上の留意点

したがって、民事訴訟法起草支援という極めて重い支援を行う場合には、当該プロジェクトにおいて、誰を対象とし、どの程度の理解度を求める「普及」を行うかを見極めが重要であり、かつ、法曹養成を支援するプロジェクトとの連携・移行の要否・在り方についてのプロジェクト・デザインが必要であろう。

また、支援対象国がどの程度自力で普及活動ができる見込みがあるか、普及活動の重要性と負担の重さを理解しているか、日本側がどこまで普及活動を支援できるかなどの諸事情を総合考慮し、当該プロジェクトの効果を最大化するような計画策定と投入量の決定が必要である。

## ② 実体法

## ア 例

民法及びその関連法，会社法等

## イ 必要な理解度と特徴

法曹が民法等の実体法を駆使して訴状や判決書を書けるように習熟すること（第5段階）に達することが必要であることはいうまでもない。

さらに，民法のような市民生活のあらゆる場面に関連する基本法令が「普及された」とは，広く存在が周知され（第1段階），誰でも入手可能な状態になり（第2段階），一般市民が自己に所有権の保障や契約自由の原則などの近代市民社会の基本的権利があることを認識し得る（第3段階）レベルの理解を有するに至ることも重要であろう。

支援対象国の多くでは，従前，私的自治の原則が存在していなかったため，このような基本的権利が民法等の基本法令によって保障され，自ら利用できることを知ることは，私的自治実現の第1歩だからである。

## ウ 普及対象者

ア) 第一次的には，直接の CP である民法の起草担当者である司法省の役人等及び法曹が普及対象者である。

それに加え，実務を担当する戸籍や登記を管理する役人，企業法務の担当者らも重要な関係者といえよう。

イ) 民法のような私法全体の一般法の起草支援をする場合は，これと関連する無数の特別法との調整，特に，経済法との関連が大きいため，他省庁所管法令との調整が必要になるおそれが高い。そのため，他省庁の立法担当者やその支援ドナーに対して広報する必要が高い。

## エ プロジェクト計画上の留意点

民法は，通常，戸籍制度，登記制度，供託制度等の関連法令・制度を前提として構築されているため，その普及を含め，実際の運用は，附属法令の起草や制度設計の在り方に大きく左右される面がある。しかし，制度設計等，一個のプロジェクトではカバーできない部分も少なくなく，それが「普及」の成否に大きく影響するので，計画策定段階から支援の範囲について十分な検討が必要であろう。

また，一般市民に新法の概要程度を普及する方策についての支援の要否・可否についても検討することが望ましい。

## (2) 法令以外

### ① 法令以外の成果物の種類

法令以外の成果物には、以下のような種類がある

	成果物の種類	成果物	国・CP
1	法令関係	法令集 法令データベース	ラオス最高裁 ラオス司法省
2	判例関係	判例集 ベトナムにおける判例の発展 に関する越日共同研究	モンゴル最高裁 <sup>*1</sup> ベトナム最高裁
3	執務マニュアル	検察官マニュアル 判決書マニュアル 書式集 弁護士ハンドブック	ラオス最高検察院，ベトナム最高検察院 ラオス最高裁，ベトナム最高裁 カンボジア司法省（予定） カンボジア弁護士養成校 <sup>*2</sup>
4	教材関係	カリキュラム 司法修習生向け各種教材 法律用語集	カンボジア裁判官・検察官養成校（RSJP） カンボジア RSJP，ベトナム国家司法学院 ラオス司法省
5	教科書	民事訴訟法要説 強制執行法要説 民法教科書	カンボジア司法省 カンボジア司法省 ラオス司法省
6	注釈書	民事訴訟法逐条解説 民法逐条解説 企業法注釈書 倒産法注釈書	カンボジア司法省 カンボジア司法省 ラオス司法省 ウズベキスタン最高経済裁判所
7	広報ツール	パンフレット，広報用 DVD 広報用ポスター	インドネシア最高裁 インドネシア最高裁，モンゴル弁護士会

### ② 普及の対象者と求められる理解度

原則として、法令以外の成果物は、普及対象者たる特定の法律実務家をターゲット・グループとして想定し、彼らに対する一種の教材として作成されており、内容については、概要の理解（第3段階）を想定している広報ツールを除き、実務で運用できるレベルの深い理解度（第5段階）を求めており、普及活動も当該プロジェクトに組み込まれていることが多い。

### ③ プロジェクトのインパクトを高める活用方策

支援対象国の多くは、自国語の法律関係の教材が不足しているのが実情である。

\*1 JICA モンゴル法整備支援プロジェクト（弁護士会強化支援）には、日弁連が協力している。

\*2 JICA カンボジア弁護士養成校支援プロジェクトには、日弁連が協力している。



したがって、プロジェクトが本来想定している普及対象者以外にもこれらの成果物が有用である場合が少なくないので、部外秘とすべき一部の執務マニュアル等を除き、可能な限り、CP の了解を得た上、プロジェクト外の関連し得る機関に提供したり、市販することができれば、法制度の更なる発展に寄与し得るであろう。

例えば、ラオス判決書マニュアル<sup>\*1</sup> はラオス民事訴訟法の、ラオス検察官マニュアル<sup>\*2</sup> はラオス刑事訴訟法に関する同国の唯一の解説書として、それぞれ、法令に従って執務すべきことを平易に解説しているところ、何ら部外秘とすべき事項は含まれていないので、広く公開し、裁判官・検察官のみならず、弁護士、警察官、法学生らが教材として活用することが望まれる<sup>\*3</sup>。

この点は、マニュアルや各種教材等の作成支援に関する合意締結時に協議して合意した上、意識して書き分け、刑事訴訟法の解説的な公開性の高い部分と、捜査のノウハウ等の部外秘とすべき部分を分けて作成・発行することも検討し得るであろう。

また、司法研修所的機関で使用するために作成する教材や、教科書・注釈書等の教材的性格を有する成果物も、本来は当該機関で普及することを想定しているものであるところ、支援対象国のほとんどは、裁判官・検察官と弁護士とで資格や研修制度が異なるものの、裁判官向けに作成された教材のほとんどは、通常、弁護士にも有用なものである。プロジェクトの上位目標はすべて司法制度全体の改善を指向し、その中で重要な役割を果たす弁護士の人材育成も重要であるから、たとえプロジェクトの想定する直接の普及対象者でなくても、教材や教科書等を公開ないし弁護士養成機関等に提供して活用する方策が検討されるべきである。

いずれにせよ、法令以外の成果物については、すべて、作成開始に当たり、著作権の所在・管理・表示方法、公開・非公開の別、配布範囲等につき、CP 側と明確な合意をしておくべきである。

#### ④ プロジェクトの自立発展性を高めるための留意点

プロジェクト終了後、CP が成果物を自分たちだけで改訂できる状態に至って（理解度の第6段階）いて初めて自立発展性があるといえる。

例えば、司法研修所的機関のカリキュラムは、当該機関固有のもので他に普及する必要は乏しいが、プロジェクト期間中に当該機関の教官等の担当者がカリキュラム作成のノウハウを身に付け、個々のカリキュラム及び全体的な構成

---

\*1 ICD NEWS 第 33 号 16 頁以下に仮訳を掲載。

\*2 ICD NEWS 第 30 号 81 頁以下に仮訳を掲載。

\*3 人材の乏しいラオスにおいては、判決書マニュアルの執筆者が貴重な留学帰りの少数の最高裁判事であり、検察官マニュアルの主たる執筆者が高齢の次長検事であるなど、他に執筆し得る有能な人材がほとんどいないことにかんがみれば、公開活用の必要性がいかに高いか明らかである。

の意味を理解して種々の事情の変化に即応して自ら改訂していけるように、「ノウハウの移転」を行わなければならない。

また、法令集や法令データベースの作成を支援しても、これらは、毎年更新されなければ有用性を失うので、プロジェクト終了後も自立的に継続更新される必要がある。そのためには、これら法令集や法令データベースを政府の経費だけで維持・更新するのが通常相当困難であるため、市販することにより維持・更新費用を捻出できるようなシステムも検討すべきではなかろうか。このことは、市民の法情報へのアクセスが悪い途上国においては、法情報へのアクセスの改善にも非常に効果的であり、プロジェクトのインパクトの向上にも資するであろう。

### 第3 成果物の普及方法

上記多角的視点に基づき、法令と法令以外の成果物別に、どの対象者にどの程度の理解を求めるかに分けて普及方法の具体的手段を例示し、それぞれの長所・短所や留意点を列挙すると、以下のとおりである。

#### 1 法令

##### (1) 第1段階 法令の存在を知らせること

###### ① 関係者等

ア 法令を官報や司法省公報等の公刊物に掲載する。

\* 長所：政府や司法省等の行政能力を示し、権威を高めることに貢献する。

短所：官報等が十分機能していない国では普及効果が乏しい。

イ 記念セミナーを開催する。

\* 短所：予算の制約から大規模なセミナー開催が難しく、参加者数が限られ、普及効果は限定的である。

長所：カンボジア草案引渡記念セミナー（2002年10月）のように大々的に実施して首相も参加し、マスメディアに大々的に採り上げられた場合には、「存在の広報」効果は大きい。

###### ② 一般人

ア 法令の公布・施行事実を相手国のマスメディア等で国民に広報する。

イ 公開記念セミナーを開催し、マスコミに取材させる。

\* 短所：費用がかかり、参加者が限られる。マスコミの扱いが小さければ普及効果は限定的である。

ウ 司法省等のウェブサイトの新法制定のニュースを掲載する。

\* 長所：国内外からアクセス可能である。印刷費用が不要。

短所：インターネット普及率が低い国では普及効果が乏しい。

##### (2) 第2段階 成果物を入手できる状態にすること

###### ① 関係者等

ア 印刷された成果物を直接交付する

\* 短所：印刷部数に予算の限定がある。また、直接交付できる相手方は限

定的である。

長所：本当に必要とする者に確実に届けられる。

留意点：個人のみならず，大学・裁判所・図書館・銀行等各機関ごとに機関備付け資料として保管してもらうよう説明し，個人に死蔵されないように留意する必要がある<sup>\*1</sup>。

#### イ 印刷された成果物を関係者に郵送する

- \* 短所：郵便制度が未発達な国では利用不可能である。  
普及対象者に届けられたか否か確認できない。

#### ウ 普及セミナーを開催して参加者に成果物を配布する

- \* 短所：セミナー参加者が真にその成果物を必要とする者とは限らない（セミナー参加者の募集は CP 側が中心とならざるを得ず，CP 側に適切な関係者を集める意思・能力がなければ集まらないからである）。

長所：セミナー参加者が適切であれば，余部を手交し，その者を介して更に必要とする者（同僚，各地方の関係機関の者等）へ配布してもらえる。

#### エ 相手国の制度（機関の長の会同，司法省から各地方支局への通知制度等）を利用して関係者へ配布する

- \* 長所：定例的に開催される全国的行事を利用できれば，CP 機関の長から各地方の長に成果物の趣旨を説明した上で配布してもらえるので，非常に効率的な配布が可能である。

短所：開催時期とプロジェクト成果物の完成時期が合わなければ利用困難である。

### ② 一般人

#### ア 法令を出版して実費程度の価格で市販する

- \* 短所：現在の JICA の支援スキームでは市販が困難である。  
長所：普及効果が大きく，自立発展性が期待できる。

#### イ 司法省等のウェブサイトからダウンロードできるようにする

- \* 短所：インターネット普及率が低いため効果は限定的である。  
長所：英語版をアップロードできれば，他ドナー，弁護士，民間企業，外国投資家らへの普及効果が大きい。

### (3) 第3段階 成果物の内容の概要を知らせること

#### ① 関係者

---

\*1 ラオスのように書籍が乏しい国では配布された各種成果物を安易に書店等に売り飛ばす者がいることが懸念された。そこで，防止策として，ラオスでは，各種成果物配布時には成果物に通し番号を付けて配布記録を作成し，受領者に署名させ，万一書店で発見された場合には誰に配布したものか分かるような工夫をした。このような物理的な防止策のみならず，配布時に執務上の利用方法や活用の重要性を理解させるようにセミナーを実施し，各自が執務の座右の書として活用しようという気持ちにさせることが大事である。

- ア 普及セミナーを各地で1～数回ずつ開催し、参加者に概要を説明する。
- \* 留意点：1回のセミナーで教えられる内容は、入門レベルにすぎないもので、以後自主的・継続的に学習して理解を深められるようなシステムが必要である。例えば、詳細情報へのアクセス情報を併せて提供する、必要に応じて質問できる質疑応答システムを構築するなど。
- イ 相手国の制度（省庁の通達制度、定例的に開催される会合等）を利用して主要関係者に対し、概要説明資料等を配布する。
- \* 短所：相手国政府の組織的活動に依存するため、その組織的活動が機能していなければ普及効果が低い。また、当該組織外の法曹関係者等への普及は別途行わなければならない。
  - 長所：CP 機関のトップ・ダウンによる公的普及活動と位置付けられるので、オーナーシップの高い国でも、新しい内容を受け入れられやすい。

## ② 一般人

- ア 裁判所・司法省の支局・市役所・大学等にポスターや簡易な広報用リーフレットを常置・配布し、市民向けの広報を行う<sup>\*1</sup>
- \* 長所：市民への基本的な広報活動であり、機材が不要なので遠隔の地方等への広報が可能である。
  - 短所：簡潔で分かりやすい広報ツール作成自体が、内容を完全に理解した者にしかできない負担の重い活動であることを認識した上で PDM にプロジェクト活動として盛り込む必要がある上、広く浅く広報するためのポスターやリーフレット等の作成・印刷費用の負担者につき CP 側との合意形成が必要である。
- イ 司法省等のウェブサイト概要を広報する。
- ウ 広報用 DVD を作成して裁判所等の待合室等で連続再生する
- \* 長所：最も広報ニーズの高い市民に直接広報することができる。
  - 視覚教材は一般人に対する広報効果が高い。
  - 短所：広報用 DVD 作成も負担の重い活動である。
  - 再生用機材（DVD プレーヤー、TV 等）の調達が必要である。
- エ 概要を解説する TV・ラジオ番組や TV 用 CM を作成して放映する
- \* 長所：目に見えない法令を一般人に理解させるためには、ビジュアル化された資料は最も広報効果が高い。繰り返し使用可能である。
  - 短所：経費が高い、作成ノウハウの蓄積がない。

---

\*1 我が国では、大正民事訴訟法が大正 15 年 4 月に公布され、昭和 4 年 10 月に施行されるまでの 3 年半の間、同法を紹介するパンフレット計 60 数万部を小学校を含む各種学校まで配布し、各控訴院においても独自のパンフレットを作成していたほか、普及のため、立法資料である改正調査委員会の速記録及び帝国議会の委員会速記録を印刷配布した（鈴木正裕著「近代民事訴訟法史・日本」304 頁）。

オ 相手国の大学法学部や JICA 日本人材開発センター<sup>\*1</sup> で、出張講義・セミナーを行い、参加者（学生・企業実務家・弁護士等）に概要を説明する

\* 長所：幅広い対象者に普及活動を行える。

短所：大学は CP ではなく、所管省庁が異なり、センターの運営方針等もあり、プロジェクト活動として定期的に組み入れることがかなり困難である（長期専門家のボランティア活動になりかねない）。

#### (4) 第4段階 成果物の内容を理解させること

##### ① 普及対象の関係者

###### ア 主な関係者

裁判官・書記官・執行官、弁護士、検察官（必要な場合）、司法省民事局職員、司法研修所的機関の講師等

###### イ 間接的な関係者

関連法令を所管する他省庁の立法担当者やこれを支援する他ドナー、大学法学部の講師、企業法務担当者、戸籍や登記を管理する役場等の職員等（第4段階以上の理解度は一般人には不要である）

##### ② 理解すべき内容

民法・民訴法自体の理解（逐条文理解釈、理論的・体系的理解）

##### ③ 普及活動の方法例

普及活動の方法としては、基本的に、普及のためのツールとしての各種教材を作成することと、それらを利用して実際に様々な形式の研修・訓練・教育を行うことの組み合わせである。

###### ア 作成すべき教材の例

民法・民訴法の教科書・注釈書（逐条解説書）・講義レジュメ等

###### イ 研修方法の例

ア) 各地裁（ないし各地方の複数の地裁）に裁判官等を集めてセミナーを開催する。

イ) 各地裁内（司法省の地方支局内）に自主的勉強会を設置させて継続的に勉強させる。

ウ) 中央の研修機関で裁判官等に対し、合同研修を行う。

#### 【第3段階までと第4段階以後の普及方法の相違について】

基本法令や判決書マニュアルなどの大部の資料の内容は、1回のセミナー等で理解したり、習熟したりできるものではなく、概要を理解する程度である。

新法施行時の緊急措置として行う概要説明（第3段階の理解度）と、内容を

---

\*1 JICA 技術協力プロジェクトで中央アジア・東南アジアの多くの国で設立されている。法整備支援活動との連携の有無・程度に差があり、ウズベキスタンでは長期専門家がセンターでセミナーを行っていたが、東南アジアではその種の連携が乏しい。

深く完全に理解すること（第4段階以上の理解度）との間には雲泥の差があり、普及にかかる時間・労力・費用・方法は異なる。

第3段階までの浅い理解度については長期又は短期専門家として日本人が講師となることが可能である。

他方、第4段階以上の深い理解度を求める場合には長期的・継続的な研修・教育が必要であるから、必然的にその講師は相手国の者でなければ実施できない。したがって、第4段階以上の深い理解を広めるためには、TOT (Training of Trainers) 方式にして日本側が直接訓練する講師候補者の WG (Trainers) がプロジェクト終了後には講師となって継続的に訓練を実施するシステムを構築する必要がある。

	TOT 方式	非 TOT 方式
対象	少数の Trainers	CP 機関所属の全職員等多数
期間	長期：TOT の制度確立に必要な	短期：法令公布時の緊急措置
理解度	深い（第4段階以上） 法令の内容を理論的・体系的に理解し、自ら運用したり、他に教授できる程度	浅い（第3段階まで） 法令の概要を理解し、違法でないよう、適宜照会しながら運用できる程度
言語	現地語（英語併用）	現地語
技術移転方法の例示	司法研修所の機関の教官等（Trainers 候補）による WG を設置し、長期専門家を通じ、長期的・集中的指導を行う（現地セミナー・本邦研修等を併用）	日本側専門家主導により短期間の普及セミナーを各地で行う
	パイロット地区の裁判所等に WG を設置し、長期専門家を通じ、長期的・集中的指導を行う（本邦研修等を併用）	中央機関に実務家を集めて1～数回、集合 WS・JICA-Net セミナー等を行う
	日本への長期留学	
自立発展性	あり	これだけでは乏しい

#### (5) 第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること

##### ① 普及活動の対象者

基本的には、第4段階の理解の必要な関係者と同じであるが、特に、指導的立場にある者は第5段階まで理解を深めるべきである。

##### ② 理解すべき内容

第4段階の理解度で求められる民法・民訴法等の法律自体の内容に加え

**ア 附属法令との関連** 民法・民訴法とこれらを動かすために必要な附属法令とを関連させた実務を動かすための機動的な理解

**イ 関連法令との関係** 基本法と他の関連法との関係を法令全体の中で位置付けた構造的な理解

が必要である。

### ③ 普及活動の方法例

#### ア 作成すべき教材の例

第4段階までの理解に必要な教材に加え、より実務的・実践的な教材が必要となる。

- ア) 裁判実務（一審，上訴審，執行・保全等の各段階）での民訴法等の手續を解説する教材（第1審手續解説，模擬記録，DVD等の各種視覚教材，実務的な演習問題，ロール・プレイのシナリオ等）
- イ) 裁判官・書記官・執行官，弁護士等の対象者ごとの各種執務マニュアル（判決書マニュアル，調書作成の手引きや執行官実務の手引きのようなもの，弁護士ハンドブック等）
- ウ) 裁判官・書記官・執行官，弁護士（当事者）等が，裁判等で作成すべき各種の書式集
- エ) Q&A集（FAQ集）
  - ・ 起案者側が，想定される質問に対し，その回答を示すもの（法令起草・法案審議過程等で提起された疑問点等を取りまとめて作成するもの）
  - ・ 法令施行後，実務上の疑問点等につき各地裁等からの照会への回答等を分類・整理した質疑応答集
- オ) 判例集

判例要旨や，関連条文など，検索可能で利用しやすい判例集の発行が必要となろう（判例集が実務に定着していない場合，判例の利用方法の手引きも必要であろう）。

#### イ 研修方法の例

- ア) 各種の研修機関（裁判官用，書記官用，執行官用，弁護士用等）において，研修生等に対し，長期間にわたり，実務の運用に関する各種の研修を集中的に行う。

\* 長所：集中的に高度な訓練が可能。

短所：一度に訓練できる人数は余り多くない。有能な講師が必要。

\* 留意点：TOT方式の長期的支援として，教材の作成及び研修の実施の両面において，CP側のWGに積極的に関与させ，作成や運営のノウハウに習熟させることにより，講師（Trainers）を育成して自立発展的に研修を継続できるようにすることが重要である。

- イ) 各職場における On the Job Training（OJT）を制度化する（例：新しい法令やマニュアルの職場内での勉強会・輪読会を設けるなど）\*1。

---

\*1 明治23年4月に民事訴訟法が公布され、「民事訴訟法通と言えど・・・民事訴訟法の制定に関与した僅かの人々のみ」であり，各地裁の判事らは全く新しい訴訟法を理解するのに苦労したが，福島地裁では，司法省法学校を卒業後，ドイツ留学した高木豊三が所長となり，毎日，退庁後，官舎の空き室において，地裁判事ら職員を集めて勉強会を開催し，施行までの8か月間に新法の趣旨の概要を会得させた（鈴木正裕著「近代民事訴訟法史・日本」232-233頁）。

- \* 長所：各地方で安価に自主的に実施することが可能。  
短所：各地方ごとに OJT の内容の程度・効果にばらつきがあり得る。
  - \* 留意点：勉強会等への参加のモチベーションを高める工夫（人事評価、処遇等）が必要。自主的な勉強会の核となる指導者の適正配置などの人事上の配慮が成否を大きく左右する。
- リ) 質疑応答・通達のシステムを構築する
- 新法の施行後、法の解釈や実務上の運用に関して生ずる種々の質問を集約して司法省等が所管省庁として回答する質疑応答のシステムを構築し、必要に応じて下位の省令・通達を発出する。
- \* 長所：質疑応答の集積により、質問の多い項目などから、実務上の問題点が明らかとなり、普及活動の焦点が明らかとなる。注釈書の改訂版の発行、質疑応答集の定期的な発行、補充すべき教材や研修の企画等に有用である。  
質疑応答を通じ、統一的解釈運用が必要な点について通達・省令を発することにより、担当者の立法能力が涵養される。  
将来の法改正の要否・内容を検討する基盤となり、自立発展的な法改正システムの構築には不可欠である。  
留意点：質疑応答を制度化するためには、司法省等内にこれに対応する部局を設置して有能な人材を配置し、回答できる体制を構築するのみならず、個々の法曹等が個別に質問するのでは対応の負担が重すぎるので、各地裁、弁護士会、市役所等の行政機関等で当該地域・機関の質問を集約・整理した上で照会するなど、相手国の組織・制度に沿った質問側のシステムをも構築することが望ましい。このような関係機関の協力体制をも併せて制度を立ち上げるには相当程度の支援が必要と思われる。
- エ) 実務家の定期的な会合・協議会等を開催する
- ・ 各地裁での実務上の疑問点について定期的に最高裁や司法研修所的機関等で協議会を設けて実務運用の指針を決定する。
  - ・ 弁護士会において、同様の会合を開催する。
  - ・ 地域単位で、裁判所と弁護士会とで協議会を開催し、実務上の問題点について合意を形成していく。
- オ) 司法省や最高裁判所等に、調査研究等の専属の機関・部署を設け、新法や新しい司法制度等に関する各種の調査、研究、資料や統計の発刊、外国の司法制度の研究・翻訳等を行わせる<sup>\*1</sup>。
- \* 長所：新法や新法に基づく新しい実務に関する調査研究成果や立法資料等が蓄積され、継続発刊されることにより、自立発展の基盤が整備され得る。

\*1 中国の最高裁判所には、研究部が設けられ、そこに配属された判事は、数年間の配属期間中、裁判から離れて諸外国の法制度の調査研究などに専従している。



短所：必要な人材・資金の規模が相当大きく、この種の機関・部署を立ち上げる場合には、これ自体を一個のプロジェクトとして検討する必要がある。

#### (6) 第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること

成果物の内容を十分理解した法曹等が、司法省や裁判所等の中核的人材となり、当該機関が組織として自ら成果物を改訂し、後進の育成ができるようになれば、成果物が自立的に普及される体制が構築されたといえるので、自立発展の段階に至り、支援は不要となる。

特定の法整備支援のプロジェクトにおいてどこまで支援を継続するかは個別の事情があろうが、プロジェクトの方向性としては、第6段階に至るように促すべきである。

第5段階と第6段階の相違は、対象国の法曹等が個人的に第5段階の理解度に至るのみならず、CP機関が組織として自立的・継続的に発展していけるような組織体制作りが必要であるという点であり、その際の留意事項としては以下の点が挙げられると思料する。

##### ① 組織法・規則・内規等の制定

CP側機関の制度として根付かせるためには、まず、必要な組織法令（組織法・組織規則）や内規等を整え、当該機関の権限・職責、役割分担を明示すべきであろう。

##### ② 人事・予算上の措置

CP機関の長ないし政府の上層部に対し、プロジェクトの成果及びTOT方式での普及活動の継続におけるプロジェクトで育成された人材の維持・登用や後進の自主的な育成の重要性をアピールすることにより、自立発展的な組織的体制の構築・維持に必要な人事（人事異動・処遇面）・予算上の措置を講じるよう促す。

##### ③ サブとロジの両輪の技術移転

立法・司法に関する組織的な体制作りにおいては、法の内容を深く理解している法律的素養の高い人材（法律実務家）と、一定の法律的素養に基づき制度を運営していくマネジメント能力の高い人材（事務局、スタッフ）の2種類の人材の育成が必要である。

第5段階までの普及活動の中で、法律実務家等を対象に研修等を行うことで前者の人材育成に重点を置きつつも、後者の人材育成をも視野に入れる必要がある。例えば、立法時の各種議事録の作成・保管、各種の教材作成における作業スケジュール管理・編集・校正・印刷・配布に関する様々なノウハウ、各種の研修等の運営ノウハウなどについての技術移転について、日本側の業務調整担当者やプロジェクト側のスタッフ等から、CP側の事務局担当者への技術移転を行わなければ、自立発展的な普及活動の継続が困難となろう。

## 2 法令以外の成果物

法令以外の成果物の普及方法も、基本的には法令と同様であるので、異なる点や、特に留意すべき事項について以下に列挙する。

なお、どのような普及方法が適切であるかは、成果物や相手の国・CP 機関、普及対象者ごとにそれぞれ異なる上、日本側の政策・予算・人材等の様々な事情に左右され得る。以下に例示する普及方法等は、一例にすぎず、実際の支援現場では、所与の条件下で最も効果的な方法を模索することとなる。

#### (1) 第1段階 成果物の存在を知らせること

##### ① 関係者等

成果物の完成について CP 機関の庁内誌・ジャーナル等で周知する。

\* 長所：公的な広報であり、関係者間での周知効果が高い。

短所：その種のシステムがない国が多い。

##### ② 一般人

\* 留意点：法令のように当初から国民に周知することが予定されているものと異なり、その他の成果物は、一般人に向けて作成されていないものも多いが、有用であることも少なくない。著作権、公開の可否・要否・適否、範囲等を検討するとともに、CP と事前に合意しておく必要がある。

#### (2) 第2段階 成果物を入手できる状態にすること

##### ① 関係者等

普及方法としては法令と同様である。ただし、元々特定の対象者に向けて作成されているので、CP 機関の通常業務として配布される場合が少なくない。

##### ② 一般人

\* 長所：司法情報へのアクセスの保障の観点から、保密性の高い情報を除き、法令以外の関連情報へのアクセスもなるべく保障されているべきである。

短所：印刷費用が相当かかる。

#### (3) 第3段階 成果物の内容の概要を知ること

\* 普及方法としては法令と同様である。

##### ① 関係者等

\* 留意点：教材・教科書・注釈書・各種マニュアルは、可能な限り関係者間で共有して幅広く活用すべきである。

##### ② 一般人

\* 留意点：一般人も概要を理解できるような分かりやすく簡潔な広報資料を作成する必要がある。一般人の理解度として求められるのは第3段階程度までであるが、更に詳しく知りたい者が詳細情報へアクセスできる情報を併せて提供することが重要である。

#### (4) 第4段階 成果物の内容を理解すること

##### ① 普及活動の場所

ア 中央での集合研修

中央の研修機関等に研修員等を集め、一定期間（成果物の内容により必要な期間は異なる）、各種の研修を集中的に行う。

#### イ 地方での巡回セミナー

主要な地方において、中央から講師を派遣して順次セミナーを開催する。

#### ウ 各職場における OJT

各職場における OJT の指針を中央で作成した上、執務マニュアル等の教材を配布し、指針に沿って OJT を実施させる（必要に応じ、その実施状況をモニタリングする）。

### ② 普及活動の方法

#### ア 講義形式の座学（各マニュアル等の成果物の意義・利用方法を含む。）

#### イ 演習，事例検討，起案の反復練習

\* 留意点：成果物の性質によるが、より実務的・実践的な理解を求めるのが通常であるから、理解度を確認しながら指導を進めるための対話型・参加型教授法の導入が必要である。講師役になる者が、演習形式の教授法や起案の添削指導等に慣れていない場合、教授法等につき、日本側専門家の指導が必要であろう。

#### ウ 自主勉強会・輪読会

### ③ その他の留意点

#### ア 判例集

- ア) 最高裁の中に判例集発行委員会を設置させ、その担当者に対し、判例集発行を継続するための掲載判例の選び方・要旨の書き方を助言指導する。
- イ) 法曹が常時参照して執務に利用するよう、判決書や弁論準備書面に判例をどう引用しつつ作成すべきかを研修等で教える。

#### イ 法令データベース

一般に、データベースの利用方法が周知されていない場合が多いので、法令データベースのコンピュータ上での操作方法の講習が特に重要である。

#### ウ 教科書

法整備支援の対象国では、条文の解説以外に法律を理論的・体系的に理解するための基本書的な教科書が存在せず、教科書の利用方法・教授法も周知されていないことが多い。したがって、教科書を利用しつつ演習問題等を多く行わせ、基本法を体系的に理解させる必要がある。

#### エ 注釈書

法令起草支援を行わず、独自に注釈書作成支援を行ったウズベキスタン倒産法注釈書やラオス企業法注釈書の場合は、まず、国会以外の機関が注釈書を発行することができること、公権的解釈の統一が重要であること、統一的解釈に基づく法令に従った実務の運用こそが行政官の恣意的対応を防ぐ法の支配の実現であることについて理解を得る必要がある。

さらに、支援対象国では、従来、「立法趣旨」に基づいて法を解釈する習慣がなく、法解釈の基礎（欧米や日本の法律家が法学教育によって習得する「リーガル・マインド」）が不十分であるので、注釈書の内容を理解する前提とし

て、注釈書の構成（立法趣旨、条文の各要件の定義、用例、判例等）を説明した上、それらをどう利用して条文を解釈して実務を運用すべきかという「法解釈学」の訓練が必要である。

#### (5) 第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること

第4段階までの理解度を更に実務的・実践的に、かつ、組織的に深めるようにするものであり、普及方法に本質的な相違はないが、以下に留意点を例示する。

##### ① 執務マニュアル（判決書マニュアル、検察官マニュアル）や書式集等

###### ア 中央の研修機関での集合研修

教官が研修生（当該機関の職員（又はその候補生）等）に対してマニュアルや書式例等を利用して判決書その他の執務上の書類（検察官マニュアルの場合は起訴状や論告等、書記官の場合は書式に従った調書等）を起案させる訓練を行うためのカリキュラムや教材（我が国の司法研修所の白表紙による判決起案に類似した指導方法と教材等）を作成して研修を実施するに当たり、日本側も助言して支援する。

###### イ 各地裁での OJT

最高裁判所等の指導機関が、各地裁等の地方の部局における OJT の指導要領や自主的な勉強会の実施要領を作成し、OJT の実施状況をモニタリングしたり、巡回指導したり、定期的に各地裁から報告者を集めて各地の実務上の疑問点や改訂の要望等を基にした WS を開催して OJT の成果を集約・発展させるなどの各種普及活動を行うに当たり、日本側からも助言して支援する。

この場合、CP は中央の指導機関の担当者が普通であるが、一定のパイロット・コートを選んで実験部のようにし、これを指導機関に報告させて他の地裁にフィードバックすることも一案であろう。

##### ② カリキュラム、各種教材

教官会議を設置し、そこでカリキュラムの策定・教材の作成指針を決定し、教授法の改善や後進教官の育成指針等につき協議するに当たり、そのような体制構築や教官会議の運営等につき、日本側が支援する。

その際、カリキュラムについては、全体の配分・構成、個々の講義の持つ指導上の目的や期待される効果等について検討を深め、自力でカリキュラムを構成できるよう CP の能力向上を促したり、必要な教材の種類や活用方法について日本等の実例を示して相手国で必要な教材の種類や作成方法の指針の策定に助言することなどが考えられる。

##### ③ 法令集、法令データベース

他省庁の立法担当者が法令間の矛盾・重複等のない起案を心懸けるよう、他省庁の立法担当者に対し、積極的に広報して法令集やデータベースの利便性を理解してもらうことにより、他省庁の所管法令の最新情報を常に入手してデータを更新できる協力関係を構築することが肝要である。

このような活動は、相手国の自主的活動にゆだねるべきではあるが、多くの支援対象国では、法令の矛盾をチェックすることを所管する省庁（司法省など）

が必ずしも有力な省庁ではないため、十分に機能していないことが多いので、定期的な更新がなされるよう、広報セミナーを一定回数開催するなどの資金面も含めたモニタリング程度の支援が必要な場合が多いであろう。

自立発展性も踏まえた支援の要否・程度の見極めが重要であると思われる。

#### ④ 注釈書

##### ア 注釈書の作成方法についての助言

注釈書作成のためには立法資料（法案作成過程や国会審議議事録等）の記録化、保存、公開が必要であることを相手国の関係者に理解させる。

これが、民主国家の基本であること、担当者の立法技術の向上に役立つこと、法案審議の対応を円滑にすること、公布と同時に立法資料ないしこれを編集した注釈書や想定問答集等を公開・市販することにより法令の速やかな普及及び統一的運用に資することを理解してもらうよう、立法支援のあらゆる場面において助言していく。

##### イ 注釈書の改訂方法についての助言

注釈書は、実務の座右の書であり、実務上の実例・判例の蓄積により逐次改訂すべきものである。したがって、実務上の実例を集積し、法解釈等に関して所管省庁が質疑に応じて回答するシステムを構築し、そこでの質疑回答に基づいて改訂版を作成することが重要である。

#### (6) 第6段階 成果物を自ら改訂できること

基本的には、法令の成果物と同様であるが、法令以外の成果物については、人材育成の観点から作成されているものが多いので、その普及活動が組織的・自立的になされるということは、すなわち、司法に関する人材育成が組織的・自立的になされる状態であるといえるから、人材育成機関としての運営ノウハウの技術移転に特に留意すべきであろう<sup>\*1</sup>。

## 第4 「普及」活動の留意点

### 1 計画段階

---

\*1 この点、CP が異なるためプロジェクト外ではあるが、法整備支援の性質上、法曹の人材供給源である大学における法学教育との連携、法曹等の資格制度の整備などが重要な外部要因として存在し得る。大学への支援は教育支援の一環として（JICA に限らず）別途実施されている場合があるので、プロジェクト間の連携や成果物の共有等の形で普及を図る方途も検討し得るであろう。

カンボジアの場合、本来は、裁判官・検察官養成校は我が国の司法研修所に相当し、入校時点で民法・民事訴訟法の内容を理解している（第4段階の理解度）べきであって、養成校では第5段階の実務的な理解のための修習を行うべきであるにもかかわらず、現在のカンボジアの大学で民法・民事訴訟法について講義ができる人材がほとんどいないため、やむなく民法・民事訴訟法を基礎から教育している。大学教育の程度が低いことは、司法省の職員のレベルにも影響するため、将来的には、できるだけ早期に大学教育の充実が図られるべきであろうと思われる。

## (1) 「普及」活動の要否・程度の見極め

### ① 基本法令起草支援の場合

#### ア 日本側主導で起草する場合

起草した法令のレベルが現地の実情よりかなり高いカンボジアのような場合には、起草支援段階から、自力普及が困難であることを前提とし、普及支援への移行を計画に入れる必要が高い。

また、民事訴訟法の性質上、その普及活動は、裁判官等の人材育成支援を必然的に伴うため、計画立案段階で、人材育成支援への移行・連携を図ることが必要である。

#### イ 相手国主導で起草する助言型の場合

起草した法令のレベルが現地の実情に基づいており、日本側が法案作成に助言するだけの中国・ベトナムのような場合には、CP側から普及活動への支援を求められるとは限らない<sup>\*1</sup>。

また、たとえ支援を求められる場合であっても、基本的に、相手国のCP機関の起草担当者による自主的な普及活動を行い得るはずであるから、支援ニーズは低いといえる<sup>\*2</sup>。

### ② 法令以外の作成支援の場合

#### ア CP側のニーズの強さによる相違

##### ア) CP側の強いニーズに基づいて作成を支援した場合

CP側の強いニーズに基づいて作成を支援した場合、成果物完成後は、CP機関側が積極的に普及活動を行い、利用されるのが通常である。

したがって、ここで留意すべきことは、作成を支援する過程において、効果的な利用方法を助言したり、作成ノウハウを技術移転して自立発展的な改訂作業を可能とするように指導することである<sup>\*3</sup>。

##### イ) 日本側がCPに対し、有用性を提言して作成を支援した場合

相手国から包括的な支援要請がある場合でも、移行経済国においては、CP機関自身が具体的にどのようなものが自国に必要かつ有用であるかの知見に乏しいため、日本側から提言して作成を支援せざるを得ない場合がある。

その場合、作成開始時点で普及活動に関する合意がなされていない場合が多い。

というのも、相手国の法制度の発展にとって非常に重要であっても、社会主義法制度下において存在しなかった注釈書や判例集等については、そ

---

\*1 ベトナム民事訴訟法、改正破産法については普及活動の支援は要請されなかった。中国民事訴訟法・仲裁法の改正支援についても現時点では起草支援のみの合意である（中国の場合は、普及すべき対象のCP機関が異なるので、現時点ではプロジェクトの対象になり得ない）。

\*2 ベトナム改正民法の普及活動支援は、地方の司法省下部職員等を対象とするベトナム司法省による地方セミナーに資金面で支援したり、単発のプレゼンテーションを行う程度の側面支援で足りる。

\*3 例：カンボジア裁判官・検察官養成校のカリキュラムや教材、ラオスの各種成果物など。

の意義や重要性及び利用方法について CP 側が十分に理解していないし、普及活動自体の経験もないので、CP 側が自主的に普及活動を行う可能性はほとんどないからである<sup>\*1</sup>。

このように、相手方に自覚がないため積極的な要望として挙げてこない場合であっても、現地事情にかんがみ、必要であると認められる場合には、日本側が普及活動についても提言してプロジェクト活動に組み入れるとともに、成果物作成過程の中で、自主的な成果物普及活動の必要性の自覚を促し、普及活動を担う人材の育成に留意する必要があると思われる。

特に、判例制度に関する支援は、従来、アメリカ等の判例法国のドナーが熱心に支援していたことなどから、日本による支援活動は緒に就いたばかりであるが、大陸法系諸国における判例制度の在り方とその重要性という判例法国のドナーでは提供し難い視点に基づく法整備支援として、非常に重要な事項であるとともに、判例の公開は汚職防止やガバナンス向上に必須であるから、今後、他のドナーとの連携等も視野に入れつつ、これらの普及方策について更に検討していく必要があると思われる。

## イ 主たる執筆者による相違

### ア) 日本側が主たる執筆者の場合（日本主導型）

カンボジア民事訴訟法逐条解説のように、日本側が執筆し、CP 側のコメントを得て完成させている場合、これを普及させるには、やはり、日本側が講師になったり、カンボジア人講師からの質問に答えたりする必要があるが高く、CP 側だけで自主的に普及活動を行うことが困難である。

### イ) CP 側が主たる執筆者である場合（助言型）

ラオス検察官マニュアルやベトナム検察官マニュアルのように、CP 側が

---

\*1 ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援開始経緯については、ウズ側が倒産法に関する何らかの書籍発刊を要望した際、注釈書という形式を日本側が提言した（ICD NEWS 第 32 号 10-11 頁参照）が、そこで想定していた注釈書の構成・内容については相互のイメージに大きな相違があったことが後に判明した（ICD NEWS 第 24 号 1 頁以下）。プロジェクト途中で松嶋長期専門家（当時）が普及活動の必要性を指摘して PDM を修正して普及セミナーを実施するなどされた。

「ベトナム判例制度発展のための越日共同研究報告書」については、2005 年 6 月のベトナム共産党中央委員会決議案第 49 号「2020 年に向けた司法改革戦略に関する政治局決議案」において、「判例を発展させる」との指針が示されたものの、その具体的方策に苦慮していたベトナム最高人民裁判所の裁判理論研究所に対し、日本側から提言し、越日両側でWGを設置して起案し、2007年3月に完成したものである。しかし、暫定版配布後、増刷以外には、その内容の理解を深めるための具体的な普及活動の要請はなく、2007 年 4 月に開始された新プロジェクトにおいても PDM に具体的に記載されなかったが、日本側からの働きかけにより、2008年度以後に普及活動を始める予定である。

モンゴルの判例集については、発行後、田邊長期専門家において、モンゴル法曹が判例集の利用方法を知らないことに気付いて利用方法に関するセミナーを開催した経緯がある。

執筆し、日本側はこれに助言したにすぎない場合、完成後の普及活動についても、CP側が自前で講師を用意できるので、CP機関として組織的に自主的普及活動を行っている<sup>\*1</sup>。

## (2) 「普及」対象者は誰か、どの程度の理解度が必要かの見極め

### ① 法令か否かによる普及対象者の相違

法令は全国民（ときに外国人を含め）に適用される。特に基本法令のように、幅広く国民生活に影響がある場合、何ら法令に関心のない国民にも概要を周知する必要がある。また、民事訴訟法のように裁判実務の変革をもたらす法令の場合、裁判官等が十分これを理解して実務を運用できるように十分な普及活動を行う必要が高い<sup>\*2</sup>。

他方、執務上のマニュアルのように法令以外の成果物は、特定の者を対象としているので、普及対象者は限定されるのが通常である。

### ② プロジェクトとして切り取るべき範囲

当該プロジェクトでどの範囲の者を普及対象とし、どの程度の理解を求め、そのためにどのような普及活動を行うべきかについては、相手国のニーズ、CP側担当者のレベル、普及対象者の基礎的理解力のレベル、日本側の支援人材確保の可否・程度、長期専門家の存否・人数、プロジェクトの期間・予算等のキャパシティ、活動の難易度、他ドナーとの関係等を総合考慮して決定することになる。

### ③ 計画の微修正の要否

プロジェクトが実際に開始されなければ現地の真の実情は分かり辛く、途中で修正する必要があることも少なくない。適宜実情に応じて普及対象者・普及方法を見直していく姿勢も必要であろう。

## (3) 相手方（CP）と日本側とで「普及」活動のイメージが共有されているか

### ① 問題の所在

法整備支援の各プロジェクトでは、従来、成果物の完成に注力していたので、完成後の「普及」活動について合意していなかったり、合意内容が漠然としていたり、また、普及活動について合意している場合でも、その具体的内容についてイメージが十分共有されているとは言い難いことが少なくなかった。

### ② 「普及」活動のイメージが共有されない原因

普及活動のイメージが共有されない原因としては、そもそも、CP側が普及活

---

\*1 ラオスの各成果物については、助言型であったため、長期専門家帰国後、JICAが資金援助しているが、普及のための地方セミナーは各CP機関が自主的に継続的に開催している。

\*2 我が国の1996年民事訴訟法大改正の際も、公布から施行まで1年半の期間を設け、実務上の混乱を来さないよう相当な普及活動がなされたことにかんがみれば、支援対象国でも同等ないしそれ以上の普及活動が必要であろうと思われる。



動自体の必要性を認識していなかったり、成果物の完成を広報すれば足りると  
いう程度の認識しかなかったり、又は、普及活動の必要性は認識していても経  
験がないため具体的なイメージを持っていないなど、種々の理由があり得る。

#### ア 相手国において、法令の普及活動の必要性の自覚が乏しい場合

市場経済化開始以前の社会主義体制下の支援対象国では、「法」は公法しか  
なく、国家が国民を管理するツールにすぎず、ユーザーである国民に広く普  
及して理解させる必要があるとは考えられていなかった。

しかも、法は施行されれば自動的に遵守されるべきものであって、法を国  
民や実務法曹に対して分かりやすく解説して普及すべきであるという発想も  
慣行も乏しいのが通常であった。

法の支配が不十分なため、法令に従って実務を運用しなければならないと  
いう意識が低く、新法が施行されても、その内容を法曹に理解させて公権的  
解釈に基づき統一的に解釈運用するよう指導する必要性を認識していないた  
め、法を解説するための注釈書や各種の教材等も存在していなかったり、普  
及活動のノウハウもないのが通常であった。

このようなことから、移行経済国においては、普及活動の必要性について  
も自覚が乏しい場合が少なくない。

したがって、支援活動について合意を形成するに当たり、普及活動につい  
ての要請が出なかったり、普及活動の必要性を指摘しても理解されないこと  
があり得る<sup>\*1</sup>。

#### ウ 成果物の存在の周知（第1段階の理解度）＝普及完結と誤解している

相手国政府や CP の長ないし意思決定権限レベルの者の中には、実務を直接  
担わないので、大部な法令やマニュアルなどの成果物が完成しても、自らそ  
れを熟読することはほとんどなく、その内容を実務家に理解させることがど

---

\*1 ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援では、当初普及活動の合意がなく、長期専門家の積極的働き  
かけがなければ普及活動がなされなかった経緯がある。

また、ベトナム民事訴訟法起草支援では、民事訴訟法施行後、ベトナム側からその普及について JICA  
側に支援要請がないまま 2007 年 4 月から新プロジェクトが開始された。2007 年 5 月、DANIDA（デ  
ンマークの支援機関）主催で民事訴訟法に関するセミナーをハノイとホーチミンで開催するに当たり、  
DANIDA から JICA に共催依頼があり、ベトナム最高人民裁判所（SPC）判事らが講師となったセミナ  
ーを長期専門家が傍聴したところ、地方の判事らの民事訴訟法に関する理解度は低く、玉石混淆の質  
問が多数なされた。ベトナム SPC は、他ドナーの支援ないし独自に、2006-2007 年、新民事訴訟法の  
旧法との運用の違いを説明するセミナーを約 35 回程度開催しているが、新法を十分理解して運用でき  
る（第5段階の理解度）レベルまで、裁判官らに十分な普及活動を行う必要があることを十分認識し  
ていなかったのではないと思われる。

ラオスが社会主義国であるのに自主的な普及活動を実施したのは、各成果物が法令ではなく各 CP  
機関の執務に必須の資料としてそれぞれ相手側の強いニーズに基づいて作成されたため、各 CP 機関  
の長が積極的に関与したことが大きいと思われる。

れだけ困難かつ重要であるかにつき関知せず、また、オーナーシップが低いために自立発展的普及活動（第6段階）を指向しない者も少なくない。

#### ア 相手国において、基本法令の普及活動の経験がない

他のドナーが支援する多くの法整備支援活動は、経済的な単行法の起草支援が中心であり、その普及活動の対象者は中央経済官庁の職員等限られた範囲で済むのが通常である。

他方、民法や民事訴訟法は、基本法令であるため、全国的に大規模な普及活動が必要であるが、支援対象国では、そのような大規模な普及活動を実施した経験がないため、CP側は、あるべき普及活動についてのイメージを抱くことが困難であろう。

### ③ CP側との普及イメージの共有における留意点

CP側とプロジェクト計画について合意を締結する際、上記②に挙げた種々の問題点があり得ることを踏まえ、以下の点に特に留意しつつ、地道な普及活動の必要性についてもよく協議して説得し、成果物完成後、自立発展性のある普及活動についての理解と人的・予算的措置を含む合意を形成しておくことが望ましい。

ア CPの意思決定レベルと実務レベルとの間に理解の齟齬がないか。

イ 「普及」の対象者の範囲、理解を求める程度、個々の対象者・理解度の段階ごとの困難性・特性が適切に理解されているか。

ウ プロジェクト期間終了後の自立発展性があるか。

エ プロジェクト外（CP機関外）の民間法曹・大学関係者等への成果物の提供や普及活動、司法情報へのアクセスの保障等について合意し得るか。

### (4) 日本側支援関係者間で「普及」のイメージが共有できているか

日本側支援関係者には、以下のとおり、それぞれ微妙にそのバック・グラウンドや立場の異なる者が関与しており、相互の協議の場は数か月に1度の会合等と日常のメール・ベースでのやり取りだけであるのが通常である。

したがって、相互の立場、保有する情報、CPとの接触状況の相違などから、認識や意見の差違が容易に生じ得るので、普及活動についても、その必要性の有無・程度、方法等につき、相互に意識的に情報を共有し、協議し、認識・理解に齟齬がないか確認しながらプロジェクトを運営していく必要がある。

- ① プロジェクト実施主体である JICA（非法律家の集団）と協力者（法務省・最高裁・日弁連・法学研究者等の法律家）
- ② 協力者間（政府の一員としての法務省、独立した司法機関である裁判所、独立した民間団体である日弁連、学術団体である大学又は大学という組織ではなく個人で協力されている法学研究者）
- ③ 日本国内支援者（JICA 本部と国内の協力者）と現地（JICA 現地事務所と長期派遣専門家）
- ④ JICA 現地事務所（相手国政府・CP の意思決定レベルと接触）と長期専門家（CP の実務家レベルと日常的に接触）

**(5) 関係者間で普及活動の具体的なイメージが共有されているか**

CP・日本側支援関係者の誰が、どんな役割分担に基づき、何を目的として、どのようなタイム・スケジュールの中で、いつまでに、誰の費用負担で、どんな普及活動をするかについて、CP 及び支援関係者相互間で具体的なイメージを共有している必要がある。

**(6) 法令の普及と人材育成との関係**

基本法の普及は、司法制度構築・人材育成と重なるため、法令以外の成果物も法令普及のツールになる。

ただし、通常、基本法令の起草支援の CP と、その普及に役立つ人材育成支援の CP とが異なることが多いため、活動の調整・協力が必ずしも容易ではない。

また、現実には、基本法令の普及活動と人材育成のための活動とは重なる点が多いので、プロジェクトとして「切り取る」範囲や、CP ごとの役割分担について調整する必要があることが多い。

**(7) 司法研修所的機関への支援の留意点**

司法研修所的機関に入学する者の法学教育のレベルが国情により全く異なるため必要なカリキュラムは国ごとに異なり、CP 側から助言を求められる内容・程度も国ごとに異なるので、「あるべき普及の在り方・方法」は一義的には見出し難い。

他方、日本側の長期専門家や国内の助言者らの中にも、カリキュラムや教材を自ら作成した知見を有する者は少ないので、相手国の特殊な社会・教育状況を背景とした司法研修所的機関の中でどのようなカリキュラムや教材が最適かについて適切な助言指導を行うことは容易ではない。

日本側の支援者側も、試行錯誤の中で、各種成果物の作成を支援し、これを利用・普及しつつ支援を継続しているといっても過言ではないのが実情である。

したがって、これらの支援活動を記録化し、ノウハウを蓄積して支援関係者間で情報を共有し、支援方法の改善に役立てる必要があるのではないと思われる。

**(8) 「注釈書」作成支援の自立発展性の観点からの留意点**

注釈書は、条文の逐条的理解に必須のものとして我が国を含む大陸法系の先進国の法律実務家にとっては座右の書である。なぜなら、法の支配が貫徹されている国においては、法は、その制定過程自体が民主的に公開され、その情報に基づいて注釈書が作成され、そこに記載された法の趣旨に従って統一的に解釈運用するため、皆がこれを参照しながら実務を行うからである。

したがって、注釈書は、「法の支配」確立のための重要なツールであって、法整備支援においても有用な活動の一つである。

そして、注釈書の作成方法は、立法趣旨等の一定の記載項目に従って書けば良いので、注釈書の作成ノウハウを伝授すれば自立発展的に相手国主導で逐次主要な法令について作成されることも期待し得ないわけではない。

ただし、ウズベキスタンやラオスのような旧／現社会主義国の場合、法律の解釈権限が国会にしかなく、立法資料に基づいて立法趣旨から解説するようなヨーロッパや日本のような「注釈書」自体が存在せず、注釈書の発行が最終的に政府に承認されるかどうか不安な要素があった。

しかし、実際に注釈書の作成を支援して発表したところ、想定していた普及対象者（経済裁判所や司法省の職員ら）のみならず、弁護士、企業法務担当者、投資家ら民間人からの需要が高く、社会的有用性が認められ、発行についても問題はなかった。

今後、他の法令についても「注釈書」が自立的に作成されるようになるためには、注釈書作成ノウハウを移転するだけでは足りず、作成には立法資料が蓄積・保存・公開される必要があることや、法は国家が市民を管理する手段ではなく、法のユーザーである市民による経済活動の拠り所であるから普及対象者には民間人も含めるべきであることなどが相手国に理解され、社会的に根付かなければならない。

一個のプロジェクトで相手国政府にそこまでの意識変革を促すことは困難であるが、注釈書や判例集のように、立法過程や裁判手続の公正さや透明性の観点から、ガバナンスの向上に必須のものを作成を支援し、その意義の理解を促す中で、相手側の意識改革を促し続けることが大切であると思われる。

## (9) 成果物の配布計画策定上の留意点

支援対象国の多くは、インターネットの普及率が低いため、成果物は、紙で印刷して配布する必要が高い。

しかし、印刷物の配布に当たり

- ① 交通手段・郵便制度が未発達である。
- ② 印刷代の予算が限られている。
- ③ 各機関の長に配布すると、実務担当者が利用する機会がないまま長の部屋の書棚に死蔵されがちである。
- ④ 成果物の使い方を説明しないと活用されないおそれが高い。

などの実情にかんがみ、成果物を真に必要な者に配布し、入手可能な状態に置き、活用してもらうようにすることは容易ではない。

そのため、配布対象者、配布方法、配布時のセミナー開催等につき、被支援国の実情を踏まえた入念な計画策定と実施が必要である。

## 2 実施段階

### (1) 自立発展に向けた TOT 方式への移行

新法が公布された直後のようないわば緊急支援における非 TOT 方式でのセミナー等と長期的視点での TOT 方式での普及活動との使い分けを踏まえ、長期的にはより自立発展性の高い方向に移行するようにすべきであろう。

その際、自立的普及活動を担う Trainer への「技術移転」を重視し、「教えて、教え方を見せて、やらせてみて、やり方を覚えさせ、繰り返しやらせて習熟させる」

粘り強い指導が必要である。

また、マネージメントを担う事務局スタッフの育成を同時並行的に行うことが必要である。

## (2) 中間評価・見直しの重要性

プロジェクトの実施段階では、プロジェクト計画の修正の要否について中間評価が必要となることが少なくない。

特に、普及活動では、実施してみなければ、適切な普及対象者の範囲、普及対象者の理解の早さ・深さ、各地方ごとの普及状況のばらつきの有無・程度、効果的な普及方法などが分かりにくく、頻出する質問事項など、現地の情勢に応じて計画を修正すべき事態が生じる可能性が高い。

例えば、成果物の存在を広報した後、これに興味・関心を示す者が予想外に広く存在している場合、普及対象者を見直す必要が生じてくる<sup>\*1</sup>。

そこで、長期専門家・現地事務所等が常に現地情勢を適切に把握し、情報を国内支援関係者に適時適切に報告して情報を共有し、計画の修正の必要性について協議しつつ、普及活動を進めていく必要がある<sup>\*2</sup>。

## (3) CP 機関の担当者の人事異動について

プロジェクト計画策定時、CP 機関の「担当者が異動しないこと」は、PDM の外部条件に掲げられることが多い。しかしながら、プロジェクト目標を達成し、プロジェクト終了後の自立発展性を維持するためには、成果物を十分理解し、改訂版を作成できる程度まで理解を深めた人材が継続的に普及・改訂活動に従事する必要があることを人事権を握る上層部に理解してもらわなければならない。

このような理解を得ることも、プロジェクトの広報活動として重要であり、十分な理解が得られれば、人事異動でも配慮するようになることが期待できる<sup>\*3</sup>。

---

\*1 ウズベキスタン倒産法注釈書は、CP 機関である経済裁判所側は、経済裁判所の裁判官だけを普及対象と想定していたが、地方セミナー等を実施したり、他機関に配布したりした結果、むしろ弁護士や銀行員等の「申立側」の民間人からの需要が大きいたことが判明した。

\*2 プロジェクトの修正が必要になる場合、長期専門家は日本側と CP 側との板挟みになることが多い。CP 側に厳しい意見を言う必要がある場合には、CP の面子を潰さず、長期専門家と CP との信頼関係を損なわず、長期専門家が現地で活動するのが困難にならないよう、修正を働きかける方法や役割分担を事前によく協議した上で修正の合意を得られるようにする必要がある。

\*3 一例として、ウズベキスタン注釈書作成支援においては、CP 側で注釈書普及の中核となるべき人物が異動させられ、注釈書の普及活動を阻害した。

他方、カンボジア法制度整備支援では、第1フェーズのころは CP 側が WG メンバーを安易に地方に人事異動させることがあったが、近時、ようやく、プロジェクト遂行上重要な WG メンバーをプノンペン周辺に留めるなどの配慮を示すようになりつつある。CP の長がプロジェクトに有能な人物を常置することを重視しているか否かがプロジェクトの命運を決し、自立的な普及活動の可否を左右する。

#### (4) 現地支援人材の育成の重要性

法整備支援プロジェクトでは、長期専門家の人件費が最も高額であることから、長期専門家の任期終了後も、JICA 現地事務所主導で普及活動を促進することも普及活動の選択肢としてあり得る（ラオス、ウズベキスタンなど）。

その場合、CP 側の人材だけで自立的な普及活動が行えない場合、適宜 JICA 現地事務所において、普及活動を資金的に支援したり、モニタリングしたり、必要に応じて日本から短期専門家を招へいしてセミナーを開催したり、JICA-Net による遠隔セミナーを実施するなどのフォローアップ活動を行うことが考えられる。

そのためには、JICA 現地事務所のナショナル・スタッフ（法整備担当者）か、又は、プロジェクト・オフィスの現地スタッフ等の現地コンサルタントの育成が重要である。というのも、多くの場合、外国人よりも同国人が現地語でコミュニケーションを取る方が、CP 機関その他関係機関との連絡調整が円滑に行え、広く継続的な普及活動が可能になるからである。

### 3 評価段階

#### (1) 妥当性

##### ① 普及対象者の適否

プロジェクトで対応した普及対象者の範囲が適切であったか否かにつき、再検証する。普及のニーズのある対象者のグループがプロジェクト活動外に存在していたことが判明した場合、どの範囲まで普及活動を行うべきか否か、再評価する必要がある。

##### ② 普及において目指した理解度の適否と実際の理解の程度

普及対象者ごとに目指すべき理解度には自ずと相違がある。

対象者が、当該普及活動で狙った程度の理解に至ったか否かを検証するための指標としては、例えばセミナー後にテストを行ったり、質問表を提出させて分析するなどの方法があり得る。

#### (2) CP 側と日本側の「普及」達成度の評価のずれがある場合

CP 側は十分普及している（これ以上普及活動をする必要はない）と評価しているものの、日本側からみて普及対象者の範囲が狭すぎる、理解度が低すぎる、自立発展性に乏しいなどの評価になる場合もあり得る。

そのような場合、更なる普及活動の必要性を認識していない CP が自主的に普及活動を継続することは期待し難い。

このような場合、成果物の普及効果を向上させるためには、当該成果物に興味・関心がある者になるべく広く成果物の存在を周知し、成果物を配布し、成果物へのアクセスを可能とするよう、JICA 現地事務所が中核となりつつ、JETRO や JICA 日本人材開発センター等の協力を得たり、相手国の法学研究教育機関と連携を図るなど、日本側の費用・負担の低い形で、一定の普及活動を継続的に行う必要があるのではないだろうか。

### (3) 「普及」活動のプロジェクト上の位置付け

プロジェクトの当初予定期間に成果物は完成するものの、終了時評価時点で「普及」活動が残っている場合が少なくない。その場合、以下の4種類の選択肢の中から、プロジェクトの在り方をどうすべきか検討することになると思われる。

- ① **フォローアップ** CPによる自主的普及活動が期待できるため、JICA 現地事務所が資金面を支援しつつ、モニタリングする等の対応で十分普及できる場合。
- ② **延長** CP だけでは普及活動ができないが、短期間、引き続き普及活動を支援すれば足りるような場合。
- ③ **次フェーズ** CP だけでは普及活動ができず、ある程度の長期間にわたり、引き続き普及活動を支援する必要がある場合（例：法令起草支援に引き続き、所管省庁としての能力向上を支援する場合）。
- ④ **別プロジェクト** 普及の主たる対象者が CP 機関とは別の機関である場合、別プロジェクトを立ち上げる必要がある（例：法令起草支援後の法曹養成支援等）。

### (4) 「普及」活動の評価方法

法整備支援の困難性の一つに、法曹三者がいずれも法令を理解していなければ実務が適正に動かないという問題がある。

したがって、普及の主たる対象者が国家機関である CP 機関（通常は裁判所や司法省等で、研修等の受講者は裁判官・検察官・司法省職員が中心）であっても、一次的ユーザーであり、通常は人数も裁判官より相当多い民間人である弁護士側が、理解を深めて能力を向上させなければ、法整備支援の相手国における社会的インパクトは小さいものに留まる可能性が高い。

このように、法整備支援では、特定の CP 機関を超えた相手国における法曹全体の能力向上が図られなければ実務の改善という効果が期待できないことから、特に、国別プログラム評価（CPE）<sup>\*1</sup> の観点からの評価や、他ドナーによる支援をも含めた大学教育・法曹教育全体の支援状況を俯瞰した上での新たな支援ニーズの見直しが必要となるのではないだろうか。

法整備支援活動については、その評価方法が確立しておらず、また、一般的に定量的評価に馴染まず、定性的評価しかできないことが多いため、客観性に欠けるとの批判が強い。

特に、普及活動については、単に成果物が配布されているだけでは意味がなく、内容が理解され、実務で運用されなければならない、人が内心でどの程度「理解」し、その理解に基づいて実務を運用できているかどうか、というような能力や理解度以外の諸条件にも大きく左右されるため、これを客観的に評価することは極めて困難であると思われる。

---

\*1 参照：三輪徳子「国別プログラム評価の困難性を超えて」（[http://www.idcj.or.jp/JES/jjes5\\_1miwa.pdf](http://www.idcj.or.jp/JES/jjes5_1miwa.pdf)）

## 第5 国際協力部における「普及」活動の基本方針

国際協力部では、JICA の法整備支援関係のプロジェクトに協力するに当たり、実務法曹の立場から、概ね、以下のような基本方針に基づいて活動している。

### 1 実務への定着を目指す。

法令及び法令以外の各種成果物も、すべて司法の実務に定着して実務が改善されなければ画餅に帰するとの考えから、実務に定着するための着実な普及活動を重視している。

### 2 自立発展性を重視する。

我が国の法整備の歴史的経験を踏まえ、自立発展性を重視し、普及活動が TOT 方式で自立的・継続的に行われることを目指し、相手国の CP 担当者へのノウハウの移転による Trainers 育成を重視している。

### 3 法令の普及と法曹養成とを連携させる。

法令の起草支援から法曹養成の人材育成支援まで、各種活動全般に関与する立場から、相互の活動がより効果的に連携するよう留意し、必要に応じてコーディネートしていく。

### 4 関係者間の合意形成を促す。

当該プロジェクトにおいて目指すべき「普及」活動の対象者・理解の程度、普及方法等に関し、CP 側・日本側関係者それぞれの特性に配慮し、関係者全体で十分協議し、相互に誤解のないよう合意を形成した上でプロジェクト計画を策定するよう関係各機関に働きかけて調整する。

このような調整役を当部が行う理由は、法律と JICA の支援スキームの両方に精通していなければ行いにくいこと、公平・中立な政府機関として種々の法律関係の協力者間の調整役を行い得るのが法務省側であることなどによる。

### 5 現地での普及活動を国内から側面支援する。

普及活動は支援対象国の現地で行うものであるから、現地に長期専門家を派遣している場合には、長期専門家が中核となって実施すべきものである。

ただし、ほとんどの場合、長期専門家は若手の法曹等であるから、単独で普及活動を行うことが難しい場合も少なくないので、国内の知識・経験の豊富な助言者の協力を得つつ現地活動を側面支援していく必要が高い。そこで、当部がそのための連絡調整役を行う必要がある。

### 6 成果物の有効活用を可能な限り図る。

既に繰り返し述べてきたとおり、法整備支援では、CP の枠にとらわれず、法曹全体（場合によってはその人材供給源である大学等を含む）の能力向上が不可欠であるから、CP の了解を得るよう留意しつつ、CP の枠にとらわれず、成果物を法曹全体で共有したり、市販するなど、可能な限り積極的に活用していく。

### 7 成果物の広報活動を強化する。

JICA の支援スキームでは英訳・和訳の予算が出ないことも少なくない。しかしながら、他のドナーとの協調や国内の支援人材の掘り起こし等の観点から、成果物を英訳・和訳してそれぞれ広報を行うことは極めて重要である。

今後とも、積極的に成果物を翻訳して広報に努めていきたい。



## 第6 成果物の「普及」活動に関する今後の課題

法整備支援という ODA の「新規分野」においては、従来の支援スキームでは対応しきれない問題が多いことから、留意点等で指摘した事項のうち、今後の課題として特にスキームや体制を検討する必要があると思料する点を以下に列挙してみたい。

### 1 相手国内

#### (1) 成果物の市販

プロジェクト終了後も、成果物を継続出版（市販）することを可能とするスキームが必要であると思われる。

一般市民への普及活動はもちろん、CP 機関の職員等のプロジェクト内で想定する普及対象者についても、毎年新規採用があり得る以上、新規採用者に対する継続的な配布・普及の必要性にかんがみ、実費程度の価格で市販できるようにし、その収益を増刷費用に回せるような支援スキームを検討することが必要であろう。

#### (2) 現地ナショナル・スタッフ等の育成・活用

自立発展的な普及活動には、現地ナショナル・スタッフやコンサルタントの育成と積極的な活用を検討すべきであろう<sup>1)</sup>。

### 2 日本国内

#### (1) 支援側における「普及」支援ノウハウの蓄積と情報の共有

普及活動の困難さや問題点、又は、成功点や工夫については、一個のプロジェクトを超えて他のプロジェクトでも有用な情報が多い。相互に比較して初めて気付くことも少なくないし、一国に固有の問題とと思っていることも比較してみれば地域や社会体制に共通の（根の深い）問題であることが判明し、対策を検討する材料となることもあり得る。

各プロジェクトにおける成果物の普及を支援するノウハウを集約して支援関係者間で情報共有することが望ましい。

#### (2) 日本国内における広報

支援人材を開拓・確保し、法整備支援への税金の拠出についての説明責任を果たすためには、プロジェクト活動及びその成果を国内に広報することに力を入れるべきであると考えます。

また、法整備支援の成果物に関する情報が自由にアクセスできるようになれば、法整備支援を理論的に研究しようとする研究者も現状よりは増えることが期待され

---

\*1 UNDP など、他のドナーでは、現地国籍のスタッフがプログラム・オフィサーとしてプロジェクトの意思決定にも関与するような重要な活動をしている場合も少なくない。JICA の場合、国によっては個人的に有能な現地スタッフを活用している場合もあるが、組織体制としては、現地ナショナル・スタッフ等の育成・活用が不十分ではないかとの印象を受ける。

得るし、法整備支援に関する理論的研究が更に深まることが期待される<sup>\*1</sup>。

### (3) 支援人材側のノウハウの向上

法整備支援の支援人材は、主として法学研究者及び法曹実務家である。

しかし、これらの者は、ほとんど、自ら教材を作成する経験に乏しく、特に、視覚教材やマスメディアを利用する新しい形態の教材や広報ツールの作成等に関するノウハウをほとんど有しておらず、また、教授法に関する特段の訓練を受けていないのが普通である。

法という目に見えないものを伝えるには、教材をよりビジュアル化したり、体験型・参加型の新しい教授法を導入することも検討すべきであろう。

そのためには、長期専門家として法律家を派遣するに当たり、派遣前の研修にこのような「ビジュアル化」や「教授法」に関するノウハウを含めたり、法律家とこれらの専門家とのコラボレーションによる教材開発・研修方法の考案等についてプロジェクトの活動として検討する余地があるのではないだろうか。

### (4) ロジ面の技術移転

法整備支援に限る問題ではないが、法制度に関するサブスタンスの技術移転に際し、自立発展的な普及活動の維持・継続のためには、それに伴うロジ面を担うスタッフの育成も重要である。

その意味で、業務調整のための長期専門家派遣と業務調整に関する CP 側への技術移転の重要性については、これまでほとんど議論されることがなかったが、今後の検討課題の一つに加えていただきたい。

以上

---

\*1 法整備支援に関する理論的研究は、欧米では盛んである。例えば、米国法社会学会では、ウィスコンシン大学の David Trubek 教授を中心として学会誌 Law & Society に関係論文が掲載されることも多い。また、イリノイ大学の Tom Ginsburg 教授とワシントン大学の Veronica Taylor 教授の主催で、法社会学会国際協会の分科会の一つとして 2007 年に認定された Collaborative Research Network (CRN): Rule of Law, State Building and Transition に対応して法整備支援研究ネットワークが立ち上げられ、スウェーデン、オランダ、オーストラリア、カナダなどの研究者を集めて法整備支援に関する論文が発表しされている (<http://lawprofessors.typepad.com/lawdevelopment/>)。

他に、法整備支援業績のリストを掲載している主要なウェブサイト以下がある。

ADB ([http://www.adb.org/documents/others/law\\_bibliography/LawDevBiblio2006.pdf](http://www.adb.org/documents/others/law_bibliography/LawDevBiblio2006.pdf))

メルボルン大学 (<http://www.law.unimelb.edu.au/lawanddevelopmentblog/Bibliography.cfm>)

しかし、これらの学術フォーラムで日本の法整備支援活動について報告がなされることは極めて稀である。

## 法務省が協力してきた法整備支援活動の成果物とその普及活動

対象国	プロジェクト	支援内容	成果物	普及活動
ベトナム	法整備支援プロジェクト (1996年12月～2007年3月：フェーズ1-3)	(1)法令起草支援 民法改正支援 民事訴訟法起草支援、 破産法改正支援	① 2005年 改正民法公布 ② 2004年 民事訴訟法、改正破産法公布	① 民法 地方の司法関連職員対象の研修で改正民法に関する講義を実施(講師:ベトナム司法省職員、一部長期専門家がプレゼン) ・ 2007年11-12月:対象:登記官, 執行官 ・ 2008年度:対象:登記官, 戸籍官, 公証人及び執行官 ② 民事訴訟法 ・ JICAによる普及活動支援は特になし(他ドナーの支援等により, 2006-2007年度, 最高裁主催で, 新民事訴訟法適用時の旧法との違いを解説するセミナー(3日間程度)を計約35回程度実施)。 ・ 2007年4月以後, パイロット地区であるバクニン省級裁判所を中心として下級裁判所における民事訴訟法の運用実態を調査(調査票作成に日本側が助言, 月1-2回程度, 長期専門家がバクニン省裁判所の裁判官と研究会を継続的に開催等), 2008年度以後, 調査結果の分析に基づき実務改善への助言活動を予定
	法・司法制度改革支援プロジェクト (2007年4月～2011年3月)	(2)司法制度整備支援 最高人民検察院 検察官マニュアル作成への助言	2006年 検察官マニュアル(ベトナム語, 英語)	最高人民検察院から下級検察院に配布(印刷費用支援) 最高人民検察院等における検察官の研修等に使用(研修はプロジェクト活動外)
		(2)司法制度整備支援 最高人民裁判所 ① 判決書マニュアル作成支援 ② 判例制度研究支援	①判決書マニュアル(未完成)(ベトナム語, 英語) ②2007年3月「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」(ベトナム語, 英語, 日本語)発刊	① 未完成のため未定 ② 2007年度に最高人民裁判所から下級裁判所及び国会法律委員会など関係機関に約100部を配布(配布先選定につき長期専門家が助言, 印刷費用支援)。 下級裁判所からの要望で150部増刷して2008年1-3月に配布予定。 2008年度に判例制度普及に関するWGを設置し, ワークショップを開催して普及予定。
		(3)人材育成支援 国家司法学院 教材作成への助言	2007年2月 教材4冊(ベトナム語)(民法, 民事訴訟法, 民事解決技能, 刑事解決技能)	国家司法学院で法曹三者の候補生(司法修習生に相当)及び司法関連職員に対する講義の際に教材として使用(教材作成に長期専門家が助言, 印刷費用支援。講義自体はプロジェクト活動外)

カンボジア	法整備支援プロジェクト (1999年3月～2008年4月: フェーズ1-2)	(1) 法令起草支援 ① 民事訴訟法起草支援 ア 民事訴訟法起草支援 イ 附属法令起草支援	<p>ア 民事訴訟法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民事訴訟法(2006年公布。日本の民事訴訟法・民事執行法・民事保全法に該当するもの)(日本語版, クメール語版, 英語版)</li> <li>民事訴訟法逐条解説(2003年条文草案と一体の形で交付)(日本語版, クメール語版)</li> <li>民事訴訟法要説(2006年。上記民事訴訟法の教科書)(日本語版, クメール語版, 英語版)</li> <li>強制執行法要説(仮称)(2007年ほぼ完成。上記民事訴訟法の執行部分に関する教科書)(日本語版。完成後, 英訳・クメール語訳予定)</li> </ul> <p>イ 附属法令関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事訴訟法の適用前までの解釈指針に関する省令(日本語版, クメール語版, 英語版)</li> <li>民事過料手続法案(2007年閣僚評議会提出)(日本語版, クメール語版, 英語版)</li> <li>執行官法案, 人事訴訟法案, 民事非訴訟事件手続法案(日本語版, クメール語版, 英語版)(2007年12月現在司法省で閣僚評議会への提出準備中)</li> <li>裁判上の寄託の手続に関する省令案(日本語版, クメール語版, 英語版)</li> </ul>	<p>1 司法省主催の民事訴訟法の普及セミナー</p> <p>① 2007年3-8月 普及セミナー(計8回。各2日間程度。対象:最高裁・控訴裁判事。講師:第1回:民事訴訟法作業部会委員3名短期専門家派遣, 第2-7回:カンボジアWGメンバー, 長期専門家が補助, 第8回:長期専門家)。第1回のみ弁護士対象2日間セミナーも開催。</p> <p>② 2007年5, 7月 全国地裁所長・書記官長セミナー(各1-2日間。対象:各地裁所長・書記官長。講師:カンボジアWGメンバー, 長期専門家が補助)</p> <p>③ 2007年8-10月 普及セミナー(計5回。各3日間程度。対象:地裁判事。毎回約70名ずつ。各地方を巡回。講師:カンボジアWGメンバー, 長期専門家が補助)</p> <p>2 RSJP継続教育セミナー(他ドナーと協力) 2007年3-6月 継続教育セミナー(3日間ずつ計6回, 現職の全裁判官・検察官対象, 毎回約30名ずつ)(講師:カンボジアWGメンバー中心。日本人短期専門家による普及セミナーを参考に利用, 長期専門家が補助)</p> <p>3 RSJPプロジェクトとの協力</p> <p>① 司法修習生への民事訴訟法教育に本プロジェクトの長期専門家も臨時講師として協力(随時)</p> <p>② JICA-Netによる民事訴訟法セミナー 2006年12月-2007年1月(計4日間), 2007年8-9月(各2日間)(講師:8月:民事訴訟法作業部会委員, 9月:国際協力部教官)(対象:カンボジアWGメンバー, RSJP教官・教官候補生等十一部の司法省職員, 裁判官ら。事例演習中心)</p> <p>③ 書記官向け民事訴訟法セミナー 2007年8月 (3日間。対象:書記官。講師:長期専門家)</p> <p>4 プノンペン市役所・同市裁判所共催の民事訴訟法セミナー(プロジェクト外の同市独自活動) 2007年7月 民事訴訟法セミナー(1日。市役所職員, 市の下部行政組織の長ら約300人余対象。長期専門家が講師の一人として参加) 【2008年4月以後, 第3フェーズで更に普及活動を継続する予定】</p>
		(1) 法令起草支援 ② 民法起草支援	<p>ア 民法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民法(2007年公布)(日本語版, クメール語版, 英語版)</li> <li>民法逐条解説(2007年ほぼ完成)(日本語版, クメール語・英語版は翻訳中)</li> <li>民法の適用に関する法律案(司法省から閣僚評議会への提出準備中)(日本語版, 英語版, クメール語版は翻訳中)</li> </ul>	<p>1 第3フェーズ(2008年4月からの予定)で民法に関し「新法理解セミナー」を予定</p> <p>2 RSJPプロジェクトとの協力 2006年～司法修習生への民法教育に本プロジェクト長期専門家が臨時講師として協力(毎年2日間)</p> <p>3 弁護士養成校での民法教育への協力予定</p>

カンボジア	王立裁判官・検察官養成校 民事教育改善プロジェクト (2005年11月～2008年3月：フェーズ1)	カリキュラム作成支援 各種教材作成支援 教官育成支援	<p>改善されたカリキュラム(クメール語, 英語) 各種教材</p> <p>① 民事第一審手続のマニュアル(クメール語, 英語)(起草プロジェクト長期専門家と協力して作成)</p> <p>② 模擬記録(2005年版・2007年版(クメール語, 日本語))</p> <p>③ DVD「民事第一審手続の流れ」(クメール語と日本語の副音声, テロップはクメール語) DVD「弁論準備ロールプレイ」3種(クメール語)</p> <p>④ 民事訴訟法講義レジュメ集(クメール語)</p> <p>⑤ 民法講義レジュメ集(英語), 民法演習問題(英語)</p> <p>⑥ 講義録(民法, 民法ケーススタディ, 民訴, 判決起案)(クメール語, 英語)</p>	<p>1 原則としてカリキュラムに基づいて講義を実施</p> <p>2 各種教材を授業で使用</p> <p>3 2007年12月, RSJP主催模擬裁判(5日間)を開催。RSJP2-3期生計約120人対象。民事第一審手続の流れのDVDを披露。国際協力部教官による講義のほか, 教官候補生(1期生優秀者を中心とする7名)が2-3期生を指導して模擬記録に基づき模擬裁判を実施するのを長期専門家と国際協力部教官で指導。</p>
-------	--	----------------------------------	---	--

ラオス	法制度整備プロジェクト (2003年5月～2007年5月)	<p>(1) 司法省  ①法令データベース作成支援  ②民法教科書作成支援  ③企業法注釈書作成支援  ④法律用語集作成支援</p> <p>(2) 最高人民裁判所  ①法令集作成支援  ②民事判決書マニュアル作成支援  (3) 最高人民検察院  検察官マニュアル作成支援</p>	<p>(1) 司法省  ①法令データベース(CD-ROM版)(ラオ語), ②民法教科書(ラオ語), ③企業法注釈書(ラオ語), ④法律用語集(ラオ語)</p> <p>(2) 最高人民裁判所  法令集(ラオ語), 民事判決書マニュアル(ラオ語, 英語, 日本語)</p> <p>(3) 最高人民検察院  検察官マニュアル(ラオ語, 英語, 日本語)</p>	<p>(1) 司法省  ①法令データベース  2007年3月 法令データベースの利用方法に関するセミナー(1回, 1日, 対象: 司法省及び関係省庁職員。講師: WG)。  ③民法教科書  2006年9月-2007年3月(民法教科書最終版作成前)セミナー, 模擬講義, 討議(目的: 民法教科書の内容の向上と司法学校講師の能力向上。計4回, 各5日間程度。対象: 司法学校の講師, 講師: WG)。  2007年7月 研修(計1回, 3日間, 対象: 地方の法律家。講師: WG)  ④企業法注釈書  2006年11月 企業法セミナー(計1回, 4日間, 対象: 企業法に関する関係組織。講師: WG)。  2007年8月-10月 研修(計2回, 各3日間, 対象: 地方の法律家。講師: WG)。  (2) 最高人民裁判所  2007年1月-3月 判決書マニュアル普及セミナー(計6回, 各5日間, 対象: 全国の裁判官。講師: WG。各地巡回実施)。  2007年11月 マニュアル普及セミナー後の業務に関する評価ワークショップ(計2回, 各4日間, 講師: WG)。  2007年12月 セミナー(1回, 5日間, 対象: 裁判官補助員, 上記セミナー未参加の裁判官。講師: WG)。  (3) 最高人民検察院  2006年2月-2007年3月 検察官マニュアル普及セミナー(計8回, 各5日間, 対象: 全国の検察官。講師: WG)。  2007年4月-5月 普及セミナーの結果の評価(計2回, 各1週間)  2007年8月-10月 検察官マニュアル(捜査編)普及セミナー(計3回, 各3日間, 対象: 検察官及び警察。講師: WG)。  検察官マニュアル普及WS, 計12回, 延べ515人参加</p>
ウズベキスタン	倒産法注釈書作成支援プロジェクト外 (2005年8月～2007年9月)	倒産法注釈書作成支援	2007年倒産法注釈書(構成: ①倒産法の条文, ②同注釈, ③倒産手続概要図, ④関連法令, ⑤最高経済裁判所総会決議) ロシア語版, ウズベク語版, 日本語版, 英語版(校正中)を発行 法務省ウェブサイトからダウンロード可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウズベク語版(4000部)・ロシア語版(3000部)を裁判所, 関連国家机关, 教育機関, 公共図書館, 弁護士会, 関係機関等に全国的に配布</li> <li>・配布機関や書店で広報ポスターも配布</li> <li>・発刊プレゼンテーションを開催(ウズベキスタン1回, 日本1回)</li> <li>・地方でセミナーを開催(5箇所, 講師はWG)</li> </ul>

インドネシア	和解・調停制度強化支援プロジェクト (2007年3月～2009年3月)	① 最高裁判所規則PERMA2/2003改正支援 ② 調停人養成研修改善支援 ③ 新調停制度広報支援	【予定成果物】 (1) 最高裁判所規則PERMA2/2003の改正草案(訴訟上の調停手続規則), 同注釈書(又はQ&A集) (2) 調停人養成研修教材: 調停人養成研修用DVD(インドネシア語, 日本語) (3) 調停制度広報ツール: ① 調停制度広報用DVD(インドネシア語, 日本語), ② 広報用ポスター, パンフレット(インドネシア語)	【予定普及活動】(2008年度) ・ 改正草案に関するワークショップ開催 ・ 認証調停人養成研修機関(2機関)や最高裁の研修所及び各裁判所で研修教材として活用 ・ 各地裁で広報用DVDを放映, ポスターを地裁ロビー等に貼り, パンフレットを常置する。
中国	民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト (2007年11月～2010年11月)	民事訴訟法・仲裁法改正支援	【予定成果物】 ① 改正民事訴訟法案 ② 改正仲裁法案	【予定普及活動】 (プロジェクト活動としては特になし(中国側自主活動を予定))

法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

平成20年1月18日現在

年度 (4月～翌年3月)	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	その他の国・地域	その他
1992	越司法大臣が日本法務大臣に支援要請						
1993	森脇昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介						
1994	法務省で越司法省に本邦研修開始(年1回)	日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催				森脇昭夫教授が JICA 短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言	
1995	上記本邦研修継続	法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)					
1996	・上記本邦研修継続 ・1996.3～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	上記本邦研修継続				日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・財団法人国際民事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLC が日中民事法セミナー開始(年1回) ・ICCLC が国際民事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル, ミャンマー, ベトナム)
1997	・JICA フェーズ1開始(3年間) □ 本邦研修(年2回へ) □ 現地セミナー開始(年4回) ・越司法省に長期専門家1名(弁護士)を派遣(JICA)	上記本邦研修継続					・ICCLC が日中民事法セミナー開催 ・国際民事法シンポジウム(側産法制)開催(法総研, ICCLC, アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア, 中国, ラオス, モンゴル, ミャンマー, ベトナム)
1998	前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICA カンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始	経済法研修(日本インドネシア科学技術フォーラム(JITF)からの研修実施依頼に基づくもの。参加者は、裁判官, 検事, 法務人権省職員, 弁護士)を実施		モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA 短期専門家は司法書士他)	・ICCLC が日中民事法セミナー開催 ・国際民事法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1999	・前年と同様 ＜ハノイにて国際民事法セミナー開催(の開催参照)＞ ・JICA フェーズ2開始(3年間) □ 越民法改正共同研究 □ 法令鳥瞰図作成 □ 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所, 最高人民検察院が加わる ・長期専門家3名(JICA, 法務省, 日弁連から各1名)	・JICA フェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため, 作業部会が日本 ・現地でワークショップを相当数開催	前年と同様			・前年と同様(モンゴル) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)	・ICCLC が日中民事法セミナー開催 ・ICCLC がハノイにて, 国際民事法セミナー開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2000	・JICA フェーズ2継続 □ 本邦研修(年4回) □ 現地セミナー(年8回) ※ 以後, 2002年まで同様 ・長期専門家3名(JICA, 法務省, 日弁連から各1名) ・民法改正共同研究会開始	・JICA フェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協働を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法調査団を派遣	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等が APEC 経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大者と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催	・法総研が ADB と共催でフィリピン研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)	・ICCLC が日中民事法セミナー開催 ・法整備支援連絡会開催(第1回, 第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2001	・JICA フェーズ2継続 ・長期専門家4名(上記3名に加えて最高裁から1名) ・JICA フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA フェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催(なお, これは, カナダ弁護士会(3回開催), リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり, 計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて, 年2回実施 ・セミナーを民事法セミナーと刑事法セミナーの2回開催とするとともに, 民事法セミナーをシリーズ化	・JICA 調査団派遣	・JICA 調査団派遣	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)	・法総研に国際協力部新設, 同部が大坂へ移転 ・ADB 会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・ICCLC が日中民事法セミナー開催 ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民事法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)



年度 (年～翌年3月)	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	その他の国・地域	その他
2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年と同様</li> <li>JICA が、前越司法大臣を招へい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ1 継続 (2003年3月まで)</li> <li>民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催 (フン・セン首相が演説)</li> <li>民法・民事訴訟法起草作業完了</li> <li>日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト (JICA 開発パートナー事業) 開始 (3年間)</li> <li>本邦研修を実施 (起草支援、立法化支援)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラオス司法省等に長期専門家 (司法アドバイザー) 1名を派遣 (法務省)</li> <li>第2回民事訴訟法セミナーを開催</li> <li>本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施</li> <li>国会向けセミナー及び民法改正支援プロジェクト (JICA 開発パートナー事業) を4回に増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修を実施 (年1回)</li> <li>現地セミナーを開催 (年1回)</li> <li>JETRO 等が APEC 経済法制度シンポジウムを開催</li> <li>JICA 調査団派遣</li> <li>外務省・JICA がイ最高裁長官を招へい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修を実施</li> <li>名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催</li> <li>タシケント法科大学に専門家1名を派遣 (名古屋大学)</li> <li>JICA 調査団派遣</li> <li>現地シンポジウムを開催 (名古屋大学)</li> <li>現地調査を実施 (日弁連)</li> <li>現地セミナーを開催 (法総研・名古屋大学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施</li> <li>法総研が ADB と共催でフィリピン研修開催</li> <li>法総研で日韓パートナーシップ研修開催 (第4回)</li> <li>アジアの財産権法制シンポジウム開催</li> <li>マルチ研修継続 (カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研・ICCLC が日中民商法セミナー開催</li> <li>日本貿易振興会アジア経済研究所 (IDE-JETRO) が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催</li> <li>法整備支援連絡会開催 (第4回)</li> <li>アジアの財産権法制シンポジウム開催</li> <li>マルチ研修継続 (カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ)</li> </ul>
2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ3 開始</li> <li>民法改正共同研究会継続</li> <li>民事訴訟法改正共同研究会開始</li> <li>法曹養成共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連)</li> <li>判決書・判例整備共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連)</li> <li>破産法改正支援セミナー実施</li> <li>長期専門家2名 (法務省、最高裁) から各1名</li> <li>現地セミナーを開催 (民法、民訴法、法曹養成)</li> <li>法総研・JICA が越司法大臣一行を招へい</li> <li>本邦研修実施 (法曹養成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修実施 (立法化支援)</li> <li>JICA 調査団派遣</li> <li>民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>日弁連が JICA 開発パートナー事業を継続</li> <li>司法官職養成校に JICA 短期専門家を派遣 (法務省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA プロジェクト開始 (2005年5月まで予定)</li> <li>JICA が弁護士を企画調査員として長期派遣 (1年間)</li> <li>法令データベース作成</li> <li>法令集出版支援</li> <li>教科書及び辞書作成支援</li> <li>検察マニュアル作成支援</li> <li>講師養成</li> <li>ラオス司法省等に長期専門家 (司法アドバイザー) 1名を派遣 (法務省)</li> <li>本邦研修は年2回、そのうち1回は教科書作成支援に特化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修を実施 (年1回)</li> <li>JICA が弁護士を企画調査員として長期派遣 (1年間)</li> <li>日本・インドネシア ADR 比較研究セミナー (本邦研修) を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 調査団派遣</li> <li>現地調査、現地シンポジウムを開催 (名古屋大学)</li> <li>専門家1名を派遣 (北海学園大学)</li> <li>本邦研修を実施</li> <li>法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催</li> <li>専門家2名 (法務省、早稲田大学) を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モンゴル専門家派遣 (名古屋大学・弁護士)</li> <li>イランから JICA に対して法整備支援要請</li> <li>法総研で日韓パートナーシップ研修開催 (第5回)</li> <li>法総研・ICCLC・JETRO が国際民事訴訟法シンポジウム (知的財産権シンポジウム) 開催</li> <li>国際民事訴訟法 (地域別) 研修を実施 (カンボジア、ラオス、ベトナム)</li> <li>法令外国語訳・実施推進検討会開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研・ICCLC・JETRO が日中民商法セミナー開催</li> <li>法総研・ICCLC が日韓知的財産権訴訟講演会開催 (東京、大阪)</li> <li>法整備支援連絡会開催 (第5回)</li> <li>名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>法総研・ICCLC・JETRO が国際民事訴訟法シンポジウム (知的財産権シンポジウム) 開催</li> <li>国際民事訴訟法 (地域別) 研修を実施 (カンボジア、ラオス、ベトナム)</li> <li>法令外国語訳・実施推進検討会開始</li> </ul>
2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ3 継続</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座開講</li> <li>長期専門家4名 (上記2名に加えて日弁連から1名、業務調整員1名)</li> <li>現地セミナーを開催 (民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例)</li> <li>民事訴訟法成立 (6月15日)</li> <li>改正破産法成立 (6月15日)</li> <li>本邦研修実施 (1月、2月) (法曹養成、民法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ2 開始 (2007年4月まで)</li> <li>立法化支援</li> <li>付属法令整備</li> <li>民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>カ司法省へ長期専門家2名 (うち1名は弁護士) を派遣</li> <li>JICA 開発パートナー事業を継続</li> <li>法曹養成に関する CP 研修実施</li> <li>司法官職養成校に JICA 短期専門家を派遣 (法務省)</li> <li>本邦研修実施 (2月) (民法・民訴法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA プロジェクト継続</li> <li>司法省に長期専門家2名を派遣 (上記1名に加えて日弁連から1名)</li> <li>本邦研修実施 (年2回) (判決書マニュアル、検察官マニュアル作成、民法法教科書作成支援)</li> <li>現地セミナーを開催 (判決書マニュアル)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修を実施 (年1回)</li> <li>インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始 (公正取引委員会、2006年7月まで)</li> <li>JICA が企画調査員1名を派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 調査団派遣</li> <li>MIM 締結 (調産法注釈書支援)</li> <li>本邦研修を実施 (調産法注釈書)</li> <li>民法法典起草支援を継続 (名古屋大学)</li> <li>ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣 (三重大学)</li> <li>最高経済裁判所副長官招聘 (法務省)</li> <li>現地シンポジウムを開催 (名古屋大学)</li> <li>現地フォローアップセミナーを開催 (法務省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣</li> <li>名古屋大学が国際シンポジウムを開催 (モンゴル)</li> <li>経済産業省等が中国に対する法整備支援 (経済法) を開始</li> <li>名古屋大学がイランに対する法整備支援 (本邦研修) を開始</li> <li>法総研で日韓パートナーシップ研修開催 (第6回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研・ICCLC が日中民商法セミナーを開催</li> <li>法総研・ICCLC が日韓知的財産権法制度講演会を開催 (東京、大阪)</li> <li>名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>法整備支援連絡会開催 (第6回)</li> <li>国際民事訴訟法 (地域別) 研修を実施 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)</li> </ul>
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ3 継続</li> <li>長期専門家4名 (法務省、最高裁、日弁連) から各1名、業務調整員1名</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>現地セミナーを開催 (判決書・判例、判決執行法、法曹養成)</li> <li>改正民法成立 (6月14日)</li> <li>本邦研修実施 (9月、2月) (判決書・判例、法曹養成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ2 継続</li> <li>立法化支援</li> <li>付属法令整備</li> <li>民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>カ司法省へ長期専門家2名 (うち1名は弁護士) を派遣 (模擬裁判)</li> <li>本邦研修実施 (2月)</li> <li>(民法・民訴法)</li> <li>法曹養成研究会発足</li> <li>司法官職養成校支援プロジェクト開始 (2008年3月まで)</li> <li>司法官職養成校に長期専門家2名を派遣 (うち1名は法務省)</li> <li>本邦研修実施 (10月)</li> <li>法曹養成</li> <li>日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト (JICA 開発パートナー事業) が終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA プロジェクト継続</li> <li>司法省に長期専門家2名を派遣 (法務省、日弁連)</li> <li>本邦研修実施 (年2回) (民法法教科書作成支援、民法法、法総研、商法; 名古屋大学)</li> <li>現地セミナーを開催 (民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル)</li> <li>検察マニュアル及び判決書マニュアル完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修を実施 (年1回)</li> <li>アチエに対する ADR 現地セミナー実施 (JICA・日弁連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修を実施 (5月、11月) (調産法注釈書)</li> <li>短期専門家派遣 (8月、3月) (法務省、大阪大学等)</li> <li>調産法注釈書プロジェクト開始 (法務省、2007年9月まで)</li> <li>司法省法整備支援プロジェクト開始 (名古屋大学、2008年まで)</li> <li>(中小企業振興、担保法制改革、法令データベース)</li> <li>ウズベキスタン司法省に長期専門家1名派遣 (名古屋大学)</li> <li>タシケント法科大学に日本法教育研究センターを設立 (名古屋大学)</li> <li>現地シンポジウムを開催 (名古屋大学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋大学が国際シンポジウムを開催 (モンゴル)</li> <li>モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始 (名古屋大学)</li> <li>中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始 (名古屋大学)</li> <li>法総研で日韓パートナーシップ研修開催 (第7回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研・ICCLC・JETRO が日中民商法セミナーを開催</li> <li>名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>法整備支援連絡会開催 (第7回)</li> <li>国際民事訴訟法 (地域別) 研修を実施 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)</li> <li>法総研・ICCLC・JETRO が国際民事訴訟法シンポジウム (国際社会法シンポジウム) 開催</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ3 を2007年3月まで延長</li> <li>長期専門家4名 (法務省、最高裁、日弁連) から各1名、業務調整員1名</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>現地セミナーを開催 (判決書・判例)</li> <li>本邦研修実施 (10月、判決書・判例)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ2 継続</li> <li>立法化支援</li> <li>付属法令整備</li> <li>民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>カ司法省へ長期専門家2名 (うち1名は弁護士) を派遣</li> <li>民事訴訟法成立 (7月6日公布)</li> <li>短期専門家派遣 (8月)</li> <li>現地セミナーを開催 (8月: 民法特別講義) (3月: 民訴法)</li> <li>遠隔セミナーを開催 (12月)</li> <li>法総研、(財) 国際民事訴訟法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい</li> <li>JICA フェーズ2 延長決定 (2008年4月まで)</li> <li>司法官職養成校支援プロジェクト継続</li> <li>法曹養成研究会継続</li> <li>司法官職養成校に長期専門家2名を派遣 (うち1名は法務省)</li> <li>現地セミナーを開催 (8月) (判決書セミナー)</li> <li>JICA-Net セミナーを開催 (4月12日)</li> <li>本邦研修実施 (2月) (法曹養成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA プロジェクトを2007年5月まで延長</li> <li>現地にて普及セミナー実施 (判決書マニュアル、検察マニュアル)</li> <li>民法法教科書</li> <li>本邦研修実施 (11月) (プロジェクト総括と成果物普及)</li> <li>新司法改革マスタープランの内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アチエに対する ADR 遠隔セミナー (全5回) 実施 (JICA・日弁連)</li> <li>本邦研修を実施 (7月)</li> <li>JICA 調査団派遣、MIM 締結 (9月)</li> <li>JICA 和解・調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家 (日弁連) を派遣 (3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調産法注釈書プロジェクト継続 (法務省、2007年9月まで)</li> <li>調産法注釈書プロジェクト、長期専門家1名 (弁護士) 派遣 (法務省、2007年9月まで)</li> <li>本邦研修を実施 (5月、8月、9月、11月) (調産法注釈書)</li> <li>短期専門家派遣 (6月、2月) (法務省、弁護士)</li> <li>調産法注釈書 (ロシア語版) 発刊 (3月)</li> <li>ウズベキスタン司法省に長期専門家1名追加派遣 (名古屋大学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研で日韓パートナーシップ研修開催 (第8回)</li> <li>モンゴル弁護士会強化プロジェクトに長期派遣専門家派遣 (日弁連)</li> <li>モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立 (名古屋大学)</li> <li>法総研で日韓パートナーシップ研修開催 (第8回)</li> <li>国際民事訴訟法 (地域別) 研修を実施 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研・ICCLC が日中民商法セミナーを開催</li> <li>名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>法整備支援連絡会開催 (第8回)</li> <li>国際民事訴訟法 (地域別) 研修を実施 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)</li> </ul>

年度 (4月～翌年3月)	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト開始(4年間)</li> <li>民法共同研究会開始</li> <li>裁判実務改善研究会開始</li> <li>長期専門家4名(法務省, 最高裁, 日弁連から各1名, 業務調整員1名)</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学)</li> <li>現地セミナーを開催(9月, 国賠法)</li> <li>本邦研修実施(11月, 国賠法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA フェーズ2継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>立法化支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>附属法令支援</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>民法, 民事訴訟法作業部会継続・カ司法省へ長期専門家3名(うち2名は弁護士)を派遣</li> <li>民事訴訟法適用(7月)</li> <li>民法公布(12月)</li> <li>遠隔セミナーを開催(8月:民訴法)</li> <li>現地セミナーを開催(1月:民訴法)</li> <li>JICA 調査団派遣</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>司法官職養成校支援プロジェクト継続</li> <li>法曹養成研究会継続</li> <li>司法官職養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省)</li> <li>JICA-Net セミナーを開催(5月, 9月)</li> <li>本邦研修実施(7月, 法曹養成, 民訴法)</li> <li>現地セミナーを開催(11月:民法, 12月:民事模擬裁判)</li> <li>JICA 調査団派遣</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2007年5月末プロジェクト延長期間終了</li> <li>フォローアップ</li> <li>現地各CPによる普及ワークショップ</li> <li>JICA 現地事務所でモニタリング(5～12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内アドバイザー・グループを設置(6月)</li> <li>現地セミナーを開催(8月)</li> <li>本邦研修を実施(10月)</li> <li>現地セミナーを開催(3月予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地に注釈書発刊プレゼンテーションを実施(6月)</li> <li>現地に注釈書普及セミナーを開催(7月, 12月)</li> <li>注釈書活用促進に向けたワークショップを開催(9月)</li> <li>注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月)</li> <li>プロジェクト終了(9月)</li> <li>注釈書(英語版)発刊予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 調査団派遣(6月)</li> <li>JICA 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結(11月)</li> <li>本邦研修実施(11月)</li> <li>国内研究会を設置(11月)</li> <li>現地セミナーを実施(3月予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研・ICCLC・JETRO が日中民商事法セミナーを開催</li> <li>法整備支援連絡会開催(第9回)</li> <li>国際民商事法(地域別)研修を実施予定(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム)</li> <li>法総研・ICCLC が「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催予定</li> </ul>

## 法整備支援連絡会の特集記事が掲載された I C D NEWS（法務省法務総合研究所国際協力部報）の目次抜粋

(以下の記事はホームページに掲載されております。 <http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/conference.html>)

### I C D NEWS 創刊号

<b>特集</b> 第3回法整備支援連絡会（2002.9.13）記録	11
同連絡会席上配布資料	80

### I C D NEWS 第9号

<b>特集</b> 第4回法整備支援連絡会（2003.1.15）結果の概要	
国際協力部教官 黒川裕正	4
講演 ヴィエトナム社会主義共和国グエン・ディン・ロック前司法大臣	20
基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」	
駿河台大学学長，一橋大学名誉教授 竹下守夫	25
基調講演「ヴィエトナムにおける法整備支援」	
地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫	33
クエスチョネアに基づく問題分析の報告及び問題提起	
前国際協力部教官（現東京地方検察庁検事）田中嘉寿子	42
パネルディスカッション 第一部	
「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題-法整備支援の現場から」	47
パネルディスカッション 第二部	
「法整備支援の新たな展開-その理想像と戦略」	69
同連絡会資料	99

### I C D NEWS 第14号

<b>特集</b> 第5回法整備支援連絡会（2004.1.23開催）	
国際協力部教官 山下輝年	13
基調講演「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」	
駿河台大学学長 竹下守夫	24
報告「アジア諸国における ADB の法整備支援活動とその連携について」	
アジア開発銀行（ADB）法務局長アーサー M. ミッチェル他	30
講演「ラオスの司法改革と日本の支援」	
ラオス最高人民裁判所副長官ダヴォン・ワーンヴィテット	34
法整備支援現場レポート	
弁護士 平石 努	37
基調講演「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」	
地球環境戦略研究機関理事長 森嶋昭夫	40
報告「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」	
名古屋大学教授 松浦好治	45
報告「APEC 諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会報告」	
関西大学教授 北川俊光	48
報告「中国支援に向けた調査研究の現状」	
一橋大学大学教授 布井千博	51
資料	68

## ICD NEWS第20号

<b>特集2</b>	第6回法整備支援連絡会 (2005.1.14開催)	
	国際協力部教官 廣上克洋	21
	講演「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」	
	ベトナム最高人民裁判所副長官 ダン・クァン・フォン	32
	基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」	
	九州大学名誉教授・弁護士 吉村徳重,	
	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士 井関正裕	39
	報告「カンボジアにおける法曹養成支援」	
	日本弁護士連合会国際室長・弁護士 矢吹公敏,	
	国際協力部教官 三澤あずみ	62
	資料	77

## ICD NEWS第27号

<b>特集</b>	第7回法整備支援連絡会 (2006.3.17開催)	
	国際協力部教官 関根澄子	1
	基調講演「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」	
	ベトナム司法省次官 ホアン・テェ・リエン	11
	基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」	
	財団法人地球環境戦略研究機関理事長 名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫	16
	講演「ベトナム民法典の主要な改正点」	
	学習院大学法学部教授 野村豊弘	21
	報告「名古屋大学における法整備支援活動の概要」	
	名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 杉浦一孝	31
	報告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」	
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	36
	資料	51

## ICD NEWS第31号

<b>特集1</b>	第8回法整備支援連絡会 (2007.1.19開催)	
	国際協力部教官 田中嘉寿子	3
	基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」	
	カンボジア王国司法大臣 アン・ヴォンワッタナ	9
	基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」	
	駿河台大学総長 竹下守夫	14
	基調講演「我が国の法整備支援の在り方について」	
	財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫	26
	報告「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」	
	独立行政法人国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ長 桑島京子	31
	報告「日弁連の国際司法支援活動に関する取組,基本方針について」	
	日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹公敏	37
	報告「法務省の法整備支援に関する取組,基本方針について」	
	法務総合研究所国際協力部長 稲葉一生	41
	報告「中国の経済法・企業法整備プロジェクトについて」	
	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 布井千博	45
	報告「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について (調査・研究)」	
	アジア経済研究所開発研究センター法・制度研究グループ長 小林昌之	50
	報告「各機関の法整備支援活動の現状等に関するアンケート結果報告」	
	国際協力部教官 田中嘉寿子	54
	資料	82